

5 騒音・振動・悪臭関係

(1) 騒音に係る環境基準（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

ア 一般地域の環境基準

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

（備考）工業専用地域については適用されない。

イ 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区分	昼間	夜間
屋外	70デシベル以下	65デシベル以下
窓を閉めた屋内	45デシベル以下	40デシベル以下

（備考）1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。

2 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

(2) 悪臭防止法に基づく規制内容

物質濃度規制地域	臭気指数規制地域
22の特定悪臭物質の濃度（単位ppm）による規制	臭気全体における強さによる規制

※臭気指数とは、においを感じなくなるまで、においを無臭空気で希釈した時の希釈倍率（臭気濃度）を対数化して、10倍した数値。

(3) 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数

(H23. 3. 31現在)

区分	施設・作業の種類	工場等数
騒音規制法対象	金属加工機械	2,677
	空気圧縮機等	3,965
	土石用粉砕機等	246
	織機	323
	建設用資材製造機械	176
	穀物用製粉機	24
	木材加工機械	936
	抄紙機	59
	印刷機械	854
	合成樹脂用射出成形機	654
計	10,012	
特定建設作業	くい打機等を使用する作業	131
	びょう打機を使用する作業	2
	さく岩機を使用する作業	850
	空気圧縮機を使用する作業	188
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	2
	バックホウを使用する作業	278
	トラクターショベルを使用する作業	5
	ブルドーザーを使用する作業	48
計	1,504	
振動規制法対象	金属加工機械	2,369
	圧縮機	1,895
	土石用粉砕機等	183
	織機	268
	コンクリートブロックマシン等	22
	木材加工機械	71
	印刷機械	522
	ゴム練用のロール機等	53
	合成樹脂用射出成形機	566
	計	6,002
特定建設作業	くい打機等を使用する作業	126
	鋼球を使用して破壊する作業	0
	舗装版粉砕機を使用する作業	18
	ブレーカーを使用する作業	645
	計	789

(4) 自動車騒音に係る要請限度（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

ア 区域の区分と要請限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

イ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

ウ 区域の種類

区域の種類	該当地域
a 区域	(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 (2) 安行近郊緑地保全区域（市街化調整区域の部分に限る。） 狭山近郊緑地保全区域 平林寺近郊緑地保全区域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（a 区域の項（2）を除く）
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※用途地域については都市計画法による。

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(注) 地域の類型 I：主として住居の用に供される地域。
地域の類型 II：I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要

1	指定地域の範囲 東北新幹線・上越新幹線の軌道中心線から左右両側にそれぞれ300m以内の地域。ただし、戸田市、蕨市及びさいたま市（旧大宮市の区域を除く。）の区域では軌道中心線から左右両側にそれぞれ200m以内の地域とし、また、長大スパンけた橋りょうの各橋台からそれぞれ400mの区間では、軌道中心線から左右両側にそれぞれ400m以内の地域とする。
2	類型の当てはめ 類型 I 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない地域 類型 II 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
3	指定から除外する地域及び類型を当てはめない地域 工業専用地域、河川区域、鉄道用地

(7) 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果（平成22年度）

新幹線名	測定区域 (測定年月日)	用途地域 (類型)	騒音レベル (デシベル)			振動レベル (デシベル)	
			25m	50m	100m	25m	
東北 新幹 線	大宮 駅以 北	上尾 (上り側) (H22. 6. 2)	第2種住居地域 (I)	<u>76</u>	<u>73</u>	—	51
		伊奈 (上り側) (H22. 12. 7)	無指定 (I)	<u>72</u>	70	66	59
		白岡 (下り側) (H22. 6. 10)	第1種住居地域 (I)	70	<u>71</u>	62	57
		久喜 (下り側) (H23. 2. 2)	第1種住居地域 (I)	69	66	62	62
	大宮 駅以 南	戸田(新幹線)(下り側) (H22. 12. 15)	第1種住居地域 (I)	68	66	56	51
		戸田(埼京線)(上り側) (H22. 12. 15)		<u>74</u>	67	—	49
上 越 新 幹 線		上尾 (下り側) (H22. 6. 17)	無指定 (I)	70	70	69	52
		鴻巣 (上り側) (H22. 11. 18)	無指定 (I)	<u>74</u>	<u>73</u>	68	63
		行田 (下り側) (H22. 5. 25)	第1種住居地域 (I)	<u>75</u>	<u>71</u>	64	60
		熊谷宮本 (下り側) (H22. 5. 28)	商業地域 (II)	71	67	63	54
		熊谷三ヶ尻 (下り側) (H22. 4. 8)	無指定 (I)	<u>74</u>	<u>72</u>	68	44
		本庄 (下り側) (H22. 4. 14)	無指定 (I)	<u>73</u>	<u>71</u>	66	53

(注) 1 測定結果欄の距離は、測定地点側の軌道中心からの距離である。
2 測定結果欄の は、環境基準値を超えたことを示す。

(8) 航空機騒音に係る環境基準の概要

○環境基準

地域の類型	基準値 (単位: WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(備考) I 類型: 専ら住居の用に供される区域

II 類型: I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある区域

※うるささ指数 (WECPNL) とは、Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で、加重等価平均感覚騒音レベルといい、航空機騒音の測定評価のために考案されたもの。これは、1機ごとの騒音の大きさに、夕 (19:00~22:00) に1機飛行すると昼間 (7:00~19:00) の3機分、夜間 (22:00~7:00) に1機飛行すると昼間の10機分に相当するとして時間帯ごとの飛行回数を重み付けして算出するもので、単位として使用される。

○新環境基準 (Lden): 平成25年4月1日施行

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

※Lden (時間帯補正等価騒音レベル) とは、昼間 (7:00~19:00)、夕 (19:00~22:00)、夜間 (22:00~7:00) の時間帯別に重みを付けて求めた等価騒音レベルである。

(9) 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の概要

ア 対象飛行場

入間飛行場、横田飛行場

イ 指定地域の範囲

対象	範囲 (滑走路中心線から)			
	東側	西側	南側	北側
入間飛行場	3 km	2 km	7 km	10km
横田飛行場	3 km	2 km	都県境	17km

ウ 地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

エ 当てはめから除外する地域

工業専用地域、入間基地内

(10) 航空機騒音発生状況概要（平成22年度）

	番号	測定地点	類型	うるささ指数 (WECPNL値)	Lden (dB)	騒音発生回数 (上段：総数、 下段：1日平均)	有効測定日数 (日)
			基準値				
入間飛行場南側	1	康寿園 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	<u>76</u>	<u>60</u>	14,052 39	365
	2	宮前小学校 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	<u>73</u>	<u>58</u>	14,902 41	365
	3	所沢西高等学校 (所沢市北野新町)	I	<u>71</u>	54	8,067 22	365
	4	小手指小学校 (所沢市小手指元町)	I	67	52	6,000 18	330
入間飛行場北側	5	狭山緑陽高等学校 (狭山市広瀬東)	I	<u>72</u>	57	15,654 45	350
	6	綜研化学株駐車場 (狭山市柏原)	I	<u>79</u>	<u>63</u>	17,577 48	365
	7	柏原幼稚園 (狭山市柏原)	I	<u>76</u>	<u>61</u>	15,728 43	365
	8	老人福祉センター宝荘 (狭山市柏原)	I	68	54	10,739 29	365
横田飛行場北側	9	金子小学校 (入間市西三ツ木)	I	<u>71</u>	57	5,148 15	352
	10	飯能南高等学校 (飯能市阿須)	I	66	54	4,407 12	365
	11	加治東小学校 (飯能市岩沢)	I	63	50	3,741 10	365
	12	飯能第一中学校 (飯能市双柳)	I	64	51	3,939 11	362

※うるささ指数及びLden欄の は、環境基準値を越えたことを示す。

環境基準値

	類 型	基 準 値		類 型	基 準 値
うるささ指数	I	70	Lden (dB)	I	57
	II	75		II	62

(11) 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の概要

ア 敷地境界線における規制基準

区 域 区 分		基準値 (臭気指数)	
		(1)	(2)
A 区 域	(B, C区域を除く区域)	15	15
B 区 域	(農業振興地域)	18	21
C 区 域	(工業地域・工業専用地域)	18	18

イ 煙突等の排出口における規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

ウ 排出水中の規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。

換算式 $I_w = L + 16$

I_w : (排出水の臭気指数)

L : (敷地境界線における規制基準)

(12) 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移

(単位：件)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
騒音	工事・事業場	348	395	406	365	373
	建設作業	310	314	258	259	230
	交通	71	72	53	71	69
	近隣	225	210	202	184	184
	その他	333	266	318	250	259
	合計	1,287	1,257	1,237	1,129	1,115
振動	工事・事業場	30	38	43	38	36
	建設作業	84	96	74	63	77
	交通	22	32	13	16	12
	その他	13	20	16	18	9
	合計	149	186	146	135	134
悪臭	製造事業所	231	216	187	161	138
	家庭生活	140	151	110	120	107
	商店・飲食店	19	23	24	31	18
	その他	619	641	541	515	497
	合計	1,009	1,031	862	827	760

6 公害防止制度関係

(1) 公害防止計画

ア 公害防止計画の概要

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づく法定計画であり、公害が著しい、または、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、都道府県知事が策定する計画です。

本計画に基づいて実施される環境大臣の同意を得た公害防止対策事業については、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、国の負担または補助の割合について、かさ上げの措置が講じられています。

イ 計画策定状況

計画策定状況については、表6-1-1のとおりです。

表6-1-1 公害防止計画の策定状況

計画の名称	計画期間	目的	対象市町村	承認年月日
荒川水系流域公害防止計画	昭和47～56年度	水質汚泥防止	54市町村	昭和47年12月19日
埼玉地域公害防止計画	昭和48～56年度	水質以外の公害防止	36市町村	昭和48年12月18日
埼玉地域公害防止計画	昭和52～56年度	前期2計画の一本化 (大気、水質等の公害防止)	54市町村	昭和53年3月17日
埼玉地域公害防止計画	昭和57～61年度	大気、水質等の公害防止	54市町村	昭和58年3月15日
埼玉地域公害防止計画	昭和62～平成3年度	大気、水質等の公害防止	54市町	昭和63年3月14日
埼玉地域公害防止計画	平成4～8年度	大気、水質等の公害防止	54市町	平成5年3月11日
埼玉地域公害防止計画	平成9～13年度	大気、水質等の公害防止	52市町 (後、合併により50市町)	平成10年2月26日
埼玉地域公害防止計画	平成14～18年度	大気、水質等の公害防止	49市町 (後、合併により46市町)	平成15年2月24日
埼玉地域公害防止計画	平成19～22年度	大気、水質等の公害防止	23市町	平成20年3月17日

※ 次期計画については、平成23年度に策定予定です。

ウ 対象地域

直近の公害防止計画（平成19～22年度）における計画地域は図6-1-1のとおりです。

図6-1-1 公害防止計画地域図（21市2町）



表6-1-2 公害防止計画の実施状況（地方公共団体等が主体となって講ずる経費）

（単位：百万円）

区分	事業名	承認時における計画事業費	平成22年度事業費（見込み）	国 費		進捗率（累計）	
				補助金	嵩上げ額		
公害対策事業	特例負担適用事業	下水道（終末処理場）	74,868	16,569	10,824	0	78.8%
		廃棄物処理施設整備	1,253	0	0	0	83.0%
		航空機騒音防止対策	1,403	187	96	0	98.5%
		河川環境・流域保全整備事業	380	96	48	16	143.4%
		監視測定施設等	0	52	0	0	皆増
		特例負担適用事業（計）	77,904	16,904	10,968	16	79.8%
	特例負担非適用事業	下水道（管渠）	133,690	16,975			99.1%
		合併浄化槽設置費補助	2,616	344			66.0%
		農業集落排水補助	2,047	490			90.4%
		航空機騒音防止対策	0	0			—
		その他	4,553	667			366.4%
		特例負担非適用事業（計）	142,906	18,476			106.9%
公害対象事業（計）		220,810	35,380			97.3%	

（2）融資等助成制度

ア 環境みらい資金貸付制度

この制度は、都市・生活型公害の拡大や地球温暖化問題などに適切に対応するため、公害の防止をはじめ、環境の保全と創造に必要な資金を長期間低利で貸し付けるものです。

表6-2-1 環境みらい資金貸付制度の概要

（H23.4.1現在）

対象者	県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等	
融資対象	公害発生防止機器・装置・施設の整備及び処理、吹き付けアスベストの飛散防止工事等、事業系廃棄物処理施設の整備、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画の届出に係るものの緑化、フロン等の代替装置及び回収・破壊装置の購入、低公害車用燃料供給施設の整備、再生資源利用促進施設の整備、ビオトープの創造、省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギー利用設備の整備、産業廃棄物の適正処理に要する経費	
融資条件	限度額	1億5,000万円
	融資割合	融資対象経費の100%以内（ただし、10万円未満切り捨て）
	利率（固定金利）	年1.55%（ただし、信用保証付きは年1.25%）
	返済期間	10年以内（ただし融資額3,000万円以内、産業廃棄物の適正処理に要する経費及び大企業の場合は7年以内）
	返済方法	1年以内据置、元金均等月賦返済
	担保・保証人	借入希望者と取扱金融機関との協議により定めます。
信用保証	必要に応じて付します。	
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫の県内本・支店	

平成22年度の融資実績は、4件、1億3,970万円でした。

貸付対象別の融資額の割合は、「再生可能エネルギー利用設備」が4,420万円（2件）で、31.6%、「公害防止施設等」が9,550万円（2件）で68.4%となっています。（図6-2-2）

業種別の融資額の割合は、金属加工業が550万円（3.9%）、産業廃棄物処理業が9,000万円（64.5%）、不動産業が420万円（3%）、畜産業が4,000万円（28.6%）となっています。（図6-2-3）

なお、平成22年度まで設定していた太陽光発電特別枠（2億円）に係る平成22年度融資実績は、2件、4,420万円でした。

図6-2-1 年度別融資額

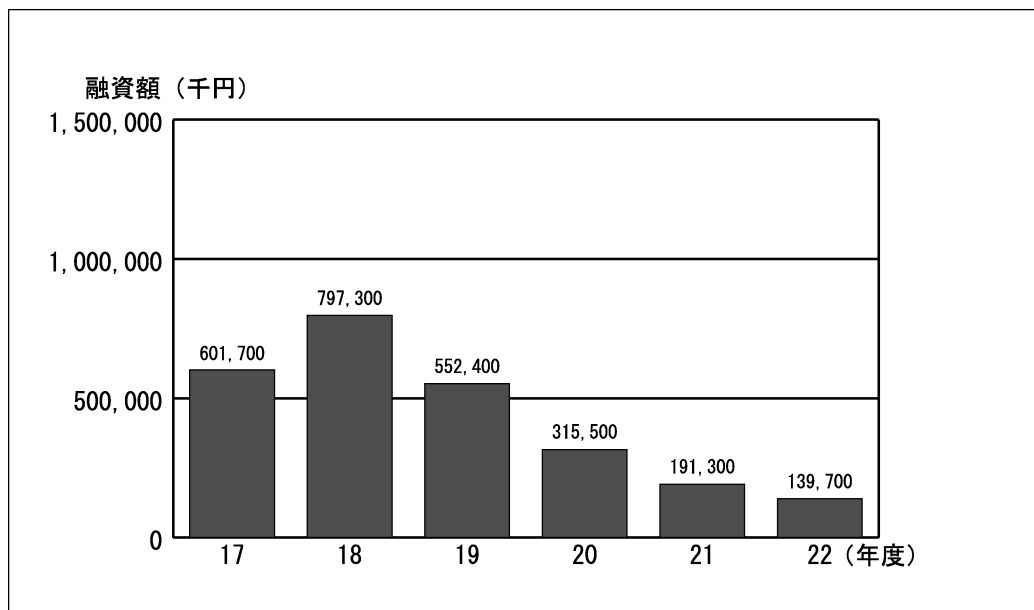


図6-2-2 貸付対象別融資額の割合

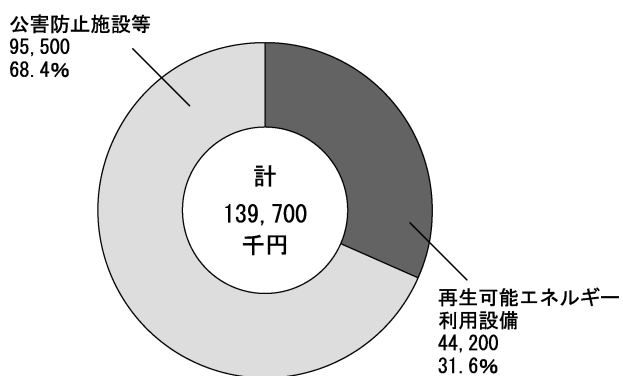
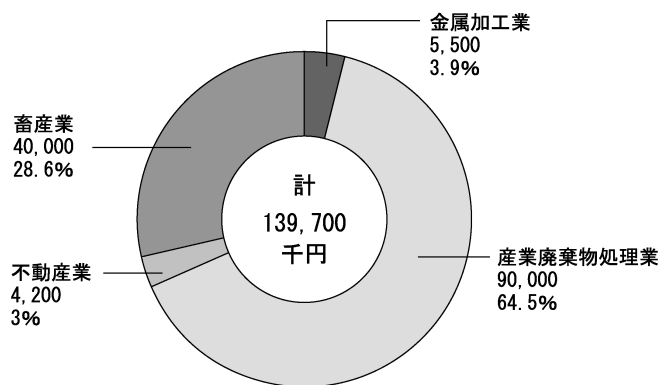


図6-2-3 業種別融資額の割合



イ 環境みらい資金利子補助制度

この制度は、環境みらい資金を借り受けた者に対し、その利子の一部を補助し、借受者の金利負担を軽減するものです。(表6-2-2)

平成17年度から平成22年度までの利子補助実績は、表6-2-3のとおりです。

表6-2-2 環境みらい資金利子補助制度の概要

(H23.4.1現在)

対象者	環境みらい資金を借り受けた者
補助率	年0.25% (小規模企業者)
利子補助期間	環境みらい資金借受期間内

※平成17年度申込み分まで。平成18年度で廃止

表6-2-3 環境みらい資金利子補助金交付状況

(単位：千円)

年度	交付実績	
	件数	金額
17	39	2,887
18	33	2,138
19	28	1,715
20	18	1,206
21	16	793
22	10	397

7

自然環境関係

(1) 森林の現況

(H20. 3. 31現在)

区 分	国 有 林	民 有 林	計
面 積 (ha)	12,233	109,885	122,118
蓄 積 (千m ³)	2,632	29,197	31,829
人 工 林 (ha)	2,613	57,559	60,172
人 工 林 率 (%)	21	52	49

(2) 保安林の種類別面積

(H23. 3. 31 現在)

保安林の種類	面 積 (ha)		
	国 有 林	民 有 林	計
水 源 かん 養 保 安 林	11,859	26,186	38,045
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	106	9,166	9,272
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林		345	345
防 風 保 安 林		53	53
干 害 防 備 保 安 林		967	967
防 火 保 安 林		1	1
魚 つ き 保 安 林		35	35
保 健 保 安 林	3,062	3,541	6,603
風 致 保 安 林		2	2
総 数	11,863	36,018	47,881

総数欄は、2種類以上重複指定した保安林があるため、各保安林の合計に合致しない。

(3) 森林整備の実績

(単位：ha)

区 分	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度
造 林	145	174	102
下 刈	118	340	230
除 伐	180	69	105
枝 打 ち	210	90	211
間 伐	2,150	2,705	2,491

(4) 県自然環境保全地域の指定状況

(H23. 3. 31現在)

保全地域名	所在地	指定年月日 (昭和)	面積 (ha)		
			保全地域	特別地区	野生動植物 保護地区
小鹿野町滝前 県自然環境保全地域	小鹿野町両神小森 字挽板の全域 字滝前の全域 字柴小屋の一部	50. 3. 28	293. 00		
三芳町多福寺 県自然環境保全地域	三芳町大字上富 字木の宮の一部	51. 3. 30	20. 10		
加須市志多見東 県自然環境保全地域	加須市志多見 字深町の一部	"	4. 46		
加須市志多見中央 県自然環境保全地域	加須市志多見 字中川面の一部	"	2. 43		
加須市志多見西 県自然環境保全地域	加須市志多見 字中川面の一部	"	2. 00		
小鹿野町般若 県自然環境保全地域	小鹿野町般若 字諏訪久保の一部 字麻平の一部 字柿久保の一部 字聖天の一部	52. 3. 29	16. 80	8. 20	
小鹿野町ようばけ 県自然環境保全地域	小鹿野町長留 字サスの一部	"	12. 30	10. 30	
秩父市白砂 県自然環境保全地域	秩父市吉田久長 字小鹿原の一部 字大久保の一部 字葉朽岩の一部	"	6. 00	6. 00	
小鹿野町尾の内 県自然環境保全地域	小鹿野町河原沢 字皆和田の一部	53. 3. 22	115. 00	115. 00	
ときがわ町道元平 県自然環境保全地域	ときがわ町大字田黒 字滝の入の一部	"	2. 00	2. 00	2. 00
熊谷市大沼 県自然環境保全地域	熊谷市小江川 字大犬塚の一部 須賀広字大犬塚の一部 字西原の一部 柴字下原の一部 字塚越の一部	"	10. 00		
嵐山町杉山 県自然環境保全地域	嵐山町大字杉山 字中窪の一部 字上城の一部 字鷹城の一部 字城山の一部	53. 5. 29	14. 00		
蓮田市上沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字上沼の一部	54. 3. 20	2. 63		
蓮田市下沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字十九町の一部	"	2. 50		
秩父市田中山 県自然環境保全地域	秩父市下吉田 字田中山の一部	"	10. 71	5. 06	5. 06
秩父市女形 県自然環境保全地域	秩父市上吉田 字向堂の一部	"	4. 31	4. 31	4. 31
合計	16地域		518. 24	150. 87	11. 37

(5) 特別緑地保全地区の指定状況

(平成23. 3. 31現在)

地 区 名	市町村名	計 画 決 定 年 月 日	指定面積 (ha)
石戸（いしど）特別緑地保全地区	北 本 市	H 4. 11. 24	5. 1
稲荷山（いなりやま）特別緑地保全地区	狹 山 市	H12. 4. 5	2. 0
妙音沢（みょうおんさわ）特別緑地保全地区	新 座 市	H16. 2. 5	3. 3
午王山（ごぼうやま）特別緑地保全地区	和 光 市	H17. 3. 16	0. 2
岡（おか）特別緑地保全地区	朝 霞 市	H18. 8. 25	0. 4
宮戸（みやど）特別緑地保全地区	朝 霞 市	H18. 8. 25	0. 5
大和田緑地公園（おおわだりょくちこうえん）特別緑地保全地区	さいたま市	H18. 12. 22	1. 3
小深作（こふかさく）特別緑地保全地区	さいたま市	H19. 12. 28	0. 2
東内野前町（ひがしうちのまえちょう）特別緑地保全地区	川 口 市	H20. 3. 3	0. 3
金崎（かなざき）特別緑地保全地区	川 口 市	H20. 3. 3	1. 4
権現山（ごんげんやま）特別緑地保全地区	ふじみ野市	H20. 3. 25 変更H21. 2. 10	0. 4
黒浜日野手（くろはまひので）特別緑地保全地区	蓮 田 市	H21. 3. 2	0. 7
千手堂小千代山緑地（せんじゅどうこちよやまりょくち）特別緑地保全地区	嵐 山 町	H21. 4. 1	3. 7
大和田町一丁目（おおわだちょういっちょうめ）特別緑地保全地区	さいたま市	H21. 12. 28	0. 4
合 計			19. 9

(6) 近郊緑地保全区域

(平成23. 3. 31現在)

区 域 名	都 市 名	計 画 決 定 年 月 日	指定面積 (ha)
狭山近郊緑地保全区域	所沢市、入間市	S 42. 2. 16	882. 0
荒川近郊緑地保全区域	川越市、さいたま市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、富士見市、川島町	S 42. 2. 16	3, 304. 0
安行近郊緑地保全区域	川口市	S 42. 2. 16	580. 0
平林寺近郊緑地保全区域 (平林寺近郊緑地特別保全地区)	新座市	S 44. 3. 28 (S 45. 10. 13 最終H 6. 3. 29)	68. 0 (60. 4)
入間近郊緑地保全区域	入間市	S 44. 3. 28	398. 0
合 計			5, 232. 0

(7) ふるさとの緑の景観地の指定状況

(H23. 3. 31現在)

名 称	所 在 地	指定年月日	規模 (ha)
川越市 中福ふるさとの緑の景観地	川越市 大字中福地内	S 55. 3. 25	17. 00
川越市 下赤坂ふるさとの緑の景観地	川越市 大字下赤坂地内 外	S 56. 3. 20	19. 04
川越市 上松原ふるさとの緑の景観地	川越市 大字上松原地内	"	10. 50
川口市 西立野ふるさとの緑の景観地	川口市 大字西立野地内 外	S 57. 3. 30	8. 00
さいたま市 染谷ふるさとの緑の景観地	さいたま市 見沼区大字染谷地内 外	S 60. 3. 29	6. 34
さいたま市 西新井ふるさとの緑の景観地	さいたま市 西区大字西新井地内	S 61. 3. 25	4. 12
所沢市 北中ふるさとの緑の景観地	所沢市 東狭山ヶ丘地内	H 8. 12. 10 10. 2. 20 12. 3. 14	10. 92
所沢市 駒ヶ原ふるさとの緑の景観地	所沢市 大字下富地内	H 11. 2. 19	11. 36
狭山市 堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字堀兼地内 外	S 56. 3. 20 58. 3. 31 59. 3. 31 60. 3. 29 61. 3. 25 H 7. 12. 22	78. 77
狭山市 桐山ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字上赤坂地内 外	S 62. 3. 31 63. 7. 29 H 2. 9. 21 3. 10. 11 5. 8. 20 6. 12. 9 7. 12. 22 11. 2. 19	19. 32
狭山市 水野ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字南入曾地内	H 8. 12. 10 10. 2. 20 11. 2. 19	11. 84
狭山市 南入間野ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字北入曾地内	H 11. 2. 19	7. 05
狭山市 逃水ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字水野地内	H 12. 3. 14 13. 3. 6	10. 64
深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地	深谷市 櫛引地内	H元. 8. 15	17. 81
深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地	深谷市(旧 岡部町) 櫛挽地内	H 2. 9. 21	15. 58
上尾市 藤波・中分ふるさとの緑の景観地	上尾市 中分地内 外	S 56. 3. 20	6. 26
上尾市 原市ふるさとの緑の景観地	上尾市 大字原市地内	S 61. 3. 25	4. 87
新座市 平林寺ふるさとの緑の景観地	新座市 野火止地内	S 55. 3. 25	48. 50
北本市 高尾宮岡ふるさとの緑の景観地	北本市 高尾地内	H 4. 10. 9 14. 3. 29	5. 48
蓮田市 堀の内ふるさとの緑の景観地	蓮田市 大字黒浜地内	S 58. 3. 31	3. 12
鶴ヶ島市 高倉ふるさとの緑の景観地	鶴ヶ島市 大字高倉地内	H 8. 12. 10 13. 3. 6	8. 70
ふじみ野市 八丁ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市 亀久保地内 外	S 56. 3. 20	12. 94
ふじみ野市 武蔵野ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市 大井武蔵野地内	S 59. 3. 31	6. 51
三芳町 上富ふるさとの緑の景観地	三芳町 大字上富地内	S 55. 3. 25 56. 3. 20 58. 3. 31	19. 74
三芳町 上富中西ふるさとの緑の景観地	三芳町 大字上富地内	S 59. 3. 31 60. 3. 29 H 13. 3. 6	10. 62
吉見町 百穴ふるさとの緑の景観地	吉見町 大字南吉見地内 外	H 3. 10. 11 4. 10. 9 5. 8. 20 6. 12. 9 7. 12. 22	10. 55
吉見町 和名沼ふるさとの緑の景観地	吉見町 大字久米田地内	H 4. 10. 9 5. 8. 20 6. 12. 9 7. 12. 12 8. 12. 10	7. 22
寄居町 櫛挽ふるさとの緑の景観地	寄居町 大字用土地内	H 3. 10. 11 22. 2. 19	4. 61
合 計	28地区	—	397. 41

(8) 緑のトラスト保全地の取得状況

(H23. 3. 31現在)

	緑のトラスト保全地名 所在地	取得年度	保全面積 (うち県保全面積 (㎡))	県負担額 (百万円)	地元市町 (地元保全面積 (㎡))	地 元 負担額 (百万円)
第1号地	見沼田圃周辺斜面林 さいたま市緑区南部領辻地内	H2, 3	11, 336 (11, 336)	478	旧浦和市 (0)	238
第2号地	狭山丘陵・雑魚入樹林地 所沢市上山口地内	H6, 7	33, 837 (33, 837)	1, 058	所 沢 市 (0)	529
第3号地	武蔵嵐山溪谷周辺樹林地 嵐山町鎌形地内	H9	135, 038 (96, 689)	773	嵐 山 町 (38, 349)	392
第4号地	飯能河原周辺河岸緑地 飯能市矢嵐(やおろし)地内	H10, 11	23, 142 (16, 389)	189	飯 能 市 (6, 753)	79
第5号地	山崎山の雑木林 宮代町山崎地内	H13	13, 216 (7, 244)	94	宮 代 町 (5, 972)	47
第6号地	加治丘陵・唐沢流域樹林地 入間市寺竹地内	H14, 15	111, 397 (59, 182)	300	入 間 市 (52, 215)	199
第7号地	小川原家屋敷林 さいたま市岩槻区馬込地内	H12, 13	7, 340 (4, 722)	(寄贈) 0	旧岩槻市 (2, 618)	15
第8号地	高尾宮岡の景観地 北本市高尾地内	H18	35, 499 (22, 191)	123	北 本 市 (13, 308)	71
第9号地	堀兼・上赤坂の森 狭山市堀兼地内	H19	59, 802 (42, 608)	352	狭 山 市 (17, 194)	159
第10号地	浮野の里 加須市北篠崎・多門寺地内	H20	53, 779 (43, 222)	47	加 須 市 (10, 557)	26
第11号地	黒浜沼 蓮田市黒浜地内	H21	66, 286 (44, 687)	105	蓮 田 市 (21, 599)	51
計			550, 672 (382, 107)	3, 519	(168, 565)	1, 806

※7号地は、保全面積7,340㎡のうち、6,850㎡は寄贈によるものである。

(9) 身近な緑公有地化の状況

(H23. 3. 31現在)

市 町 村	県 取 得 分 (㎡)	市 取 得 分 (㎡)	計 (㎡)	対象件数
さいたま市	3, 559. 44	3, 645. 37	7, 204. 81	6
川 口 市	9, 335. 79	9, 864. 64	19, 200. 43	10
所 沢 市	14, 013. 10	14, 392. 62	28, 405. 72	10
狭 山 市	31, 208. 44	31, 460. 16	62, 668. 59	24
上 尾 市	19, 890. 48	26, 267. 43	46, 157. 91	12
北 本 市	902. 00	858. 00	1, 760. 00	1
八 潮 市	655. 00	660. 00	1, 315. 00	2
計	79, 564. 25	87, 148. 22	166, 712. 46	65

(10) まちのエコ・オアシス保全推進事業

(H23. 3. 31現在)

保全地の名称	所 在 地	面 積 (㎡)	取得年度
谷 田 の 泉	入間市大字野田地内	9, 978. 48	20年度
菩提樹池周辺緑地	所沢市大字山口地内	12, 396. 68	20年度
ムサシトミヨ生息地周辺緑地	熊谷市久下及び佐谷田地内	4, 576. 11	21年度
彦兵衛小笠原遺跡ふるさとの森	白岡町大字彦兵衛地内	9, 668. 71	22年度
金崎斜面林保全緑地	川口市大字東内野地内	794. 09	22年度
計		37, 414. 07	

(11) 緑化計画届出書による創出面積（平成17年10月～平成23年3月届出分）

(H23. 3. 31現在)

	創出面積 (ha)	うち			駐車場緑化 (ha)
		地上部	屋上	壁面	
平成17年度分	42	41.4	0.6	0.5	0.9
平成18年度分	147	144.3	1.1	1.4	3.8
平成19年度分	126	122.8	1.3	1.8	2.3
平成20年度分	77	74.8	0.9	1.0	2.0
平成21年度分	70	69.3	0.5	0.3	1.8
平成22年度分	105	103.0	1.3	1.1	2.6
合計	567	555.5	5.8	6.1	13.4

(12) 都市公園整備状況

(H23. 3. 31現在)

区分		国営公園	県営公園	市町村公園	埼玉県全体		
都 市 公 園	箇所数	1	30	4,533	4,564		
	面積(ha)	304.00	1,266.48	3,067.04	4,637.52		
	街区公園	箇所数			3,631	3,631	
		面積(ha)			580.64	580.64	
	近隣公園	箇所数		1	256	257	
		面積(ha)		3.50	466.64	470.14	
	地区公園	箇所数			40	40	
		面積(ha)			167.38	167.38	
	総合公園	箇所数		9	52	61	
		面積(ha)		215.40	605.27	820.67	
	運動公園	箇所数		2	26	28	
		面積(ha)		66.60	330.91	397.51	
	特殊公園	風致公園	箇所数		6	6	
			面積(ha)		31.63	31.63	
		歴史公園	箇所数			16	16
			面積(ha)			36.71	36.71
		墓園	箇所数			2	2
			面積(ha)			41.14	41.14
		動植物公園	箇所数			1	1
			面積(ha)			0.63	0.63
広域公園	箇所数		10	2	12		
	面積(ha)		487.30	153.40	640.70		
国営公園	箇所数	1			1		
	面積(ha)	304.00			304.00		
都 市 公 園	緩衝緑地	箇所数		40	40		
		面積(ha)		33.04	33.04		
	広場公園	箇所数			5	5	
		面積(ha)			1.57	1.57	
	都市緑地	箇所数		4	348	352	
		面積(ha)		471.40	531.24	1,002.64	
	都市林	箇所数			3	3	
		面積(ha)			58.83	58.83	
	緑道	箇所数		4	105	109	
		面積(ha)		22.28	28.01	50.29	

(13) 埼玉県レッドデータブック掲載種

ア 動物編

種 類	ブック2008	ブック2002	初 版	主 な 掲 載 種
哺 乳 類	39種	40種	39種	ホンドキツネ
鳥 類	104種	101種	92種	オオタカ
爬 虫 類	12種	9種	8種	ヤモリ (ニホンヤモリ)
両 生 類	14種	13種	11種	イモリ (アカハライモリ)
魚 類・円 口 類	34種	36種	36種	ムサシトミヨ
無 脊 椎 動 物	584種	510種	413種	ゲンジボタル
合 計	787種	709種	599種	

イ 植物編

種 類	ブック2005	初 版	主 な 掲 載 種
維 管 束 植 物	769種	596種	カモメラン、ヤマブキソウ
蘚 苔 類	107種	101種	ヒカリゴケ
藻 類	31種	31種	シャジクモ
地 衣 類	65種	39種	ヒラミヤイトゴケ
菌 類	63種	65種	チチブクチキムシタケ
合 計	1,035種	832種	

(14) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく指定種一覧

(H23. 3. 31現在)

区分	種 名	科 名	指定年月日	保護管理事業 計 画 策 定	備 考
動 物	ムサシトミヨ	トゲウオ科	H12. 12. 1	H14. 3	県の魚
	イモリ	イモリ科	H12. 12. 1	H17. 3	
	ツボツチスガリ	アナバチ科	H12. 12. 1	H17. 11	
植 物	アオネカズラ	ウラボシ科	H12. 12. 1	H19. 3	
	キレハオオクボシダ	ヒメウラボシ科	H12. 12. 1	H14. 3	
	デンジソウ	デンジソウ科	H12. 12. 1	H17. 3	
	イトハコベ	ナデシコ科	H13. 12. 1		
	オニバス	スイレン科	H12. 12. 1		
	タマノカンアオイ	ウマノスズクサ科	H12. 12. 1	H15. 3	
	サワトラノオ	サクラソウ科	H13. 12. 1		
	サクラソウ	サクラソウ科	H12. 12. 1		県の花
	チチブイワザクラ	サクラソウ科	H12. 12. 1		
	チチブリンドウ	リンドウ科	H13. 12. 1	H20. 3	
	キタミソウ	ゴマノハグサ科	H12. 12. 1	H22. 3	
	キバナコウリンカ	キク科	H12. 12. 1	H20. 3	
	ミヤマスカシユリ	ユリ科	H12. 12. 1		
	トダスゲ	カヤツリグサ科	H13. 12. 1	H19. 3	
	ムギラン	ラン科	H13. 12. 1	H17. 3	
	ホテイラン	ラン科	H12. 12. 1	H21. 3	
	コ克蘭	ラン科	H12. 12. 1	H17. 11	
	トキソウ	ラン科	H12. 12. 1		
	ムカデラン	ラン科	H12. 12. 1	H17. 11	

(15) 鳥獣保護区

(H23. 3. 31現在)

番号	名 称	所 在 地	面積(ha)	期 限	番号	名 称	所 在 地	面 積 (ha)	期 限
1	川 口	川口市	1074.0	30.10.31	37	遺跡の森総合公園	児玉郡美里町	15.0	26.10.31
2	大 宮 公 園	さいたま市	65.2	29.10.31	38	男 衾 中 学 校	大里郡寄居町	4.0	29.10.31
3	新 座	新座市	530.0	26.10.31	39	奥 橋 立	秩父市	52.0	24.10.31
4	北 本	北本市、比企郡川島町	624.0	28.10.31	40	新河岸川・柳瀬川	富士見市、志木市	52.5	30.10.31
5	喜 多 院	川越市	7.0	26.10.31	41	久喜菖蒲公園	久喜市	40.0	31.10.31
6	東 入 間	川越市、狭山市、所沢市、 ふじみ野市、入間郡三芳町	1511.0	23.10.31	42	倉 尾 小 学 校	秩父郡小鹿野町	15.6	32.10.31
7	狭 山 湖	所沢市、入間市	597.0	28.10.31	43	小川げんきプラ ザ	比企郡小川町	43.0	23.10.31
8	西 武 蔵	飯能市	913.0	29.10.31	44	鷲 宮 神 社	久喜市	2.8	24.10.31
9	堂 平 山	秩父市、比企郡ときがわ町、 小川町、秩父郡東秩父村	755.0	26.10.31	45	名栗げんきプラザ	飯能市	600.0	25.10.31
10	滑 川	熊谷市、東松山市、比 企郡滑川町	802.0	31.10.31	46	智 光 山 公 園	狭山市	54.0	26.10.31
11	野 上	秩父郡長瀬町	306.0	23.10.31	47	笹 井 小 学 校	狭山市	12.0	26.10.31
12	羊 山 公 園	秩父市、秩父郡横瀬町	103.0	27.10.31	48	若 泉 公 園	本庄市	8.0	27.10.31
13	矢 岳	秩父市	790.0	31.10.31	49	岩 槻 公 園	さいたま市	18.0	27.10.31
14	大 血 川 奥	秩父市	180.0	26.10.31	50	上 尾	上尾市	6.3	29.10.31
15	奥 秩 父	秩父市	6498.0	26.10.31	51	荒 川 南 部	さいたま市、戸田市、朝霞市、志 木市、和光市、富士見市、川越市	2070.6	30.10.31
16	白 石 山	秩父市	3274.0	23.10.31	52	さきたま古墳公園	行田市	494.9	31.10.31
17	中 津 川	秩父市	302.0	27.10.31	53	川 本	深谷市	16.5	32.10.31
18	両 神 山	秩父市、秩父郡小鹿野 町	2911.0	30.10.31	54	東武動物公園	南埼玉郡宮代町、白岡 町	47.9	32.10.31
19	両 神	秩父郡小鹿野町	165.0	28.10.31	55	児玉白楊高等学校	本庄市	8.8	23.10.31
20	西 秩 父	秩父市、秩父郡小鹿野 町	575.0	27.10.31	56	玉川村川の広場	比企郡ときがわ町	77.3	24.10.31
21	観 音 山	秩父市、秩父郡小鹿野 町	1199.0	26.10.31	57	横 瀬	秩父郡横瀬町	66.0	24.10.31
22	神 川	児玉郡神川町	318.0	32.10.31	58	仙 元 山 公 園	深谷市	35.0	24.10.31
23	秋 平	本庄市、児玉郡美里町	736.0	23.10.31	59	長瀬第二小学校	秩父郡長瀬町	5.5	25.10.31
24	美 里	児玉郡美里町	194.0	29.10.31	60	荒 川 大 麻 生	熊谷市	707.1	25.10.31
25	神 流 湖	秩父市、児玉郡神川町	280.0	29.10.31	61	立正大学・文殊寺	熊谷市	101.0	26.10.31
26	折 原	大里郡寄居町、秩父郡 皆野町	785.0	25.10.31	62	大 吉	越谷市	10.3	26.10.31
27	越 谷	越谷市	145.0	29.10.31	63	み さ と 公 園	三郷市	16.9	28.10.31
28	越 生 中 学 校	入間郡越生町	27.0	26.10.31	64	かわせみ河原	深谷市、大里郡寄居町	67.1	29.10.31
29	名 栗 小 学 校	飯能市	15.0	27.10.31	65	まつぶし緑の 丘 公 園	北葛飾郡松伏町	26.5	30.10.31
30	萩ヶ丘小学校	比企郡ときがわ町	16.0	26.10.31	合 計			30,452.0	
31	小川西中学校	比企郡小川町	5.0	28.10.31	特別保護地区				
32	宮 前 小 学 校	比企郡滑川町	35.0	27.10.31					
33	高 篠 中 学 校	秩父市	7.0	26.10.31	番号	名 称	所 在 地	面 積 (ha)	期 限
34	両 神 小 学 校	秩父郡小鹿野町	5.8	30.10.31	ア	狭 山 湖	所沢市、入間市	591.0	28.10.31
35	金 沢 小 学 校	秩父郡皆野町	6.4	30.10.31	イ	奥 秩 父	秩父市	1,943.7	26.10.31
36	旧 芝 川	川口市	21.0	28.10.31	合 計			2,534.7	

(16) 傷病野生鳥獣保護診療機関

(H23. 4. 1現在)

No.	診療機関名	所在地
1	エンゼル動物病院	さいたま市北区日進町3-262
2	滝沢犬猫鳥の病院	さいたま市北区宮原町2-95-3
3	おおわだ動物病院	さいたま市見沼区大和田町1-493-1
4	よしたに動物病院	さいたま市中央区大戸4-26-11
5	あず小鳥の診療所	さいたま市南区南浦和2-14-12
6	池谷犬・猫・鳥の病院	川口市前川4-24-5
7	戸田動物病院	戸田市笹目4-19-16
8	ナカムラペット病院	桶川市坂田1558-105
9	石黒動物病院	北本市東間4-48
10	川辺家畜診療所	鴻巣市屈巣2553
11	アリス動物病院	川越市南台2-4-8
12	霞ヶ関動物外科クリニック	川越市霞ヶ関北5-9-16
13	嵯峨獣医科	志木市柏町6-30-54
14	みずほ台動物病院	富士見市西みずほ台1-21-5
15	上福岡動物病院	ふじみ野市清見4-1-27
16	所沢愛犬病院	所沢市上新井106
17	シマダ動物病院	所沢市東所沢1-30-3
18	高倉動物病院	入間市高倉5-4-5
19	比留間獣医科医院	入間市大字上谷ヶ貫601
20	かしま動物病院	日高市高荻590-5
21	中居動物病院	飯能市大字中居53-5
22	ベル動物病院	飯能市双柳694-1
23	オオヤマ野生動物診療所	東松山市美土里町2-2
24	東松山動物病院	東松山市石橋1108-1
25	高坂どうぶつ病院	東松山市高坂1201-2-2
26	岡動物病院	鶴ヶ島市脚折町5-10-28
27	山田獣医科病院	坂戸市大字長岡50-1
28	ちちぶ動物病院	秩父市下宮地町18-22
29	スー動物病院	秩父市山田1298
30	坂本動物病院	熊谷市榎町347
31	籠原獣医科医院	熊谷市新堀1071-7
32	あらい犬猫鳥の病院	熊谷市上之1774-21
33	森の樹どうぶつ病院	熊谷市別府5-108-1
34	田坂どうぶつ病院	深谷市西島町3-14-9
35	アニマルクリニックこばやし	深谷市境715-3
36	大野犬猫病院	本庄市大字栗崎5-2
37	コニーペットクリニック	本庄市児玉町金屋931-4
38	大橋獣医科医院	上里町大字七本木3501-82
39	久保山動物医院	上里町大字三町525-2
40	浜坂動物病院	草加市吉町5-5-16
41	荒川動物病院	越谷市東越谷4-3-24
42	ほーむず動物病院	越谷市瓦曾根1-22-11 SKハイム1F
43	おぬま動物病院	越谷市相模町2-108
44	佐藤犬猫病院	三郷市戸ヶ崎5-43-2
45	森田一獣医科病院	春日部市大場1173-2
46	柿沼動物病院	蓮田市城518-2
47	八木動物病院	蓮田市見沼町14-13
48	中村動物病院	加須市下高柳1562番地
49	シロー動物病院	久喜市東1-12-12
50	くりはし動物病院	久喜市大字松永231

(17) 有害鳥獣捕獲・狩猟捕獲実績の経年変化

(単位：頭、羽)

種		年度		16	17	18	19	20	21	22
イノシシ	狩 猟			538	336	568	360	494	381	380
	有害捕獲			323	262	532	207	381	573	467
	計			861	598	1,100	567	875	954	847
シカ	狩 猟			372	335	781	471	750	833	721
	有害捕獲			176	144	217	282	392	556	655
	計			548	479	998	753	1,142	1,389	1,376
サル	狩 猟			-	-	-	-	-	-	-
	有害捕獲			64	52	96	67	133	162	163
	計			64	52	96	67	133	162	163
クマ	狩 猟			1	4	0	2	15	3	3
	有害捕獲			3	0	36	5	6	6	11
	計			4	4	36	7	21	9	14
その他類	狩 猟			394	297	352	1,652	280	227	217
	有害捕獲			159	252	759	1,348	2,837	3,235	2,796
	計			606	549	1,111	3,000	3,117	3,462	3,013
カラス類	狩 猟			1,218	984	947	807	776	556	529
	有害捕獲			2,464	2,420	2,488	2,268	1,411	1,871	1,558
	計			3,682	3,404	6,435	3,075	2,187	2,427	2,087
スズメ類	狩 猟			5,470	3,525	2,579	2,837	1,293	1,276	1,186
	有害捕獲			1,133	903	170	629	563	438	463
	計			6,603	4,428	2,749	3,466	1,856	1,714	1,649
ムクドリ	狩 猟			1,010	587	467	379	341	224	185
	有害捕獲			280	241	93	228	93	150	127
	計			1,290	828	560	607	434	374	312
ドバト	狩 猟			-	-	-	-	-	-	-
	有害捕獲			1,325	885	1,192	899	523	1,336	320
	計			1,325	885	1,192	899	523	1,336	320
その他類	狩 猟			17,012	12,800	13,321	11,727	10,943	11,127	8,267
	有害捕獲			779	621	359	578	490	768	1,110
	計			17,791	13,421	13,680	12,305	11,433	11,895	9,377
獣類総計	狩 猟			1,305	972	1,701	1,137	1,539	1,444	1,321
	有害捕獲			725	710	1,640	1,909	3,749	4,532	4,092
	計			2,030	1,682	3,341	3,046	5,288	5,976	5,413
鳥類総計	狩 猟			24,715	17,896	17,314	15,750	13,353	13,183	10,167
	有害捕獲			5,981	5,070	4,302	4,602	3,080	4,563	3,578
	計			30,691	22,966	21,616	20,352	16,433	17,746	13,745

(18) 市民管理協定の設定状況

(H23. 5. 31現在)

市民管理協定の名称	協定の対象緑地の所在地	面積 (㎡)	協定期間	認定年月日
第1号太田ヶ谷市民の森市民管理協定	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内	11,315	H23. 4. 1~H28. 3. 31	H23. 3. 29
第5号五味ヶ谷市民の森市民管理協定	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷地内	9,371	H23. 4. 1~H28. 3. 31	H23. 3. 29
第8号藤金市民の森市民管理協定	鶴ヶ島市大字藤金地内	10,631	H23. 1. 1~H27. 12. 31	H23. 3. 29
川田谷市民緑地(2)市民管理協定	桶川市大字川田谷地内	3,272	H20. 4. 1~H25. 3. 31	H18. 1. 19
川田谷栗原市民緑地市民管理協定	桶川市大字川田谷地内	1,347	H20. 1. 1~H25. 3. 31	H20. 1. 31
川田谷武城市民緑地市民管理協定	桶川市大字川田谷地内	1,698	H20. 1. 1~H25. 3. 31	H20. 1. 31
三芳町市民緑地市民管理協定	三芳町大字北永井地内	4,962	H19. 11. 11~H25. 3. 31	H20. 5. 20
加納峯市民緑地市民管理協定	桶川市大字加納地内	3,859	H21. 1. 1~H26. 12. 31	H21. 2. 3
北本市市民緑地市民管理協定第1号	北本市大字北本宿地内	2,147	H22. 4. 1~H27. 3. 31	H22. 5. 27
北本市市民緑地市民管理協定第2号	北本市大字北本宿地内	1,890	H22. 4. 1~H27. 3. 31	H22. 5. 27
計		50,492		

8 廃棄物関係

(1) 廃棄物・リサイクル関連法の概要

大量生産、大量消費、大量廃棄の一方通行型の社会から循環型社会への転換を推進するために、「循環型社会形成推進基本法」を中心とした様々な法律が整備されています。

1 循環型社会形成推進基本法（平成12年制定）

循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。

2 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）（昭和45年制定）

廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

3 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）（平成12年制定）

資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、再生部品等の利用及び原材料としての利用を促進する。

4 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）（平成7年制定）

家庭等から排出されるごみの約60%（容積比）を占めている容器包装廃棄物についての製造・利用事業者などによるリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。

5 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）（平成10年制定）

家電製品の製造・販売事業者などに、廃棄物となった製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なりサイクルの推進と廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンとなっている。

6 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）（平成12年制定）

建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。

7 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）（平成12年制定）

売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制及び減量化により最終処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料としてリサイクルするため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。

8 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）（平成14年制定）

自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。

9 グリーン購入法（国等による環境物品等の調達を推進等に関する法律）（平成12年制定）

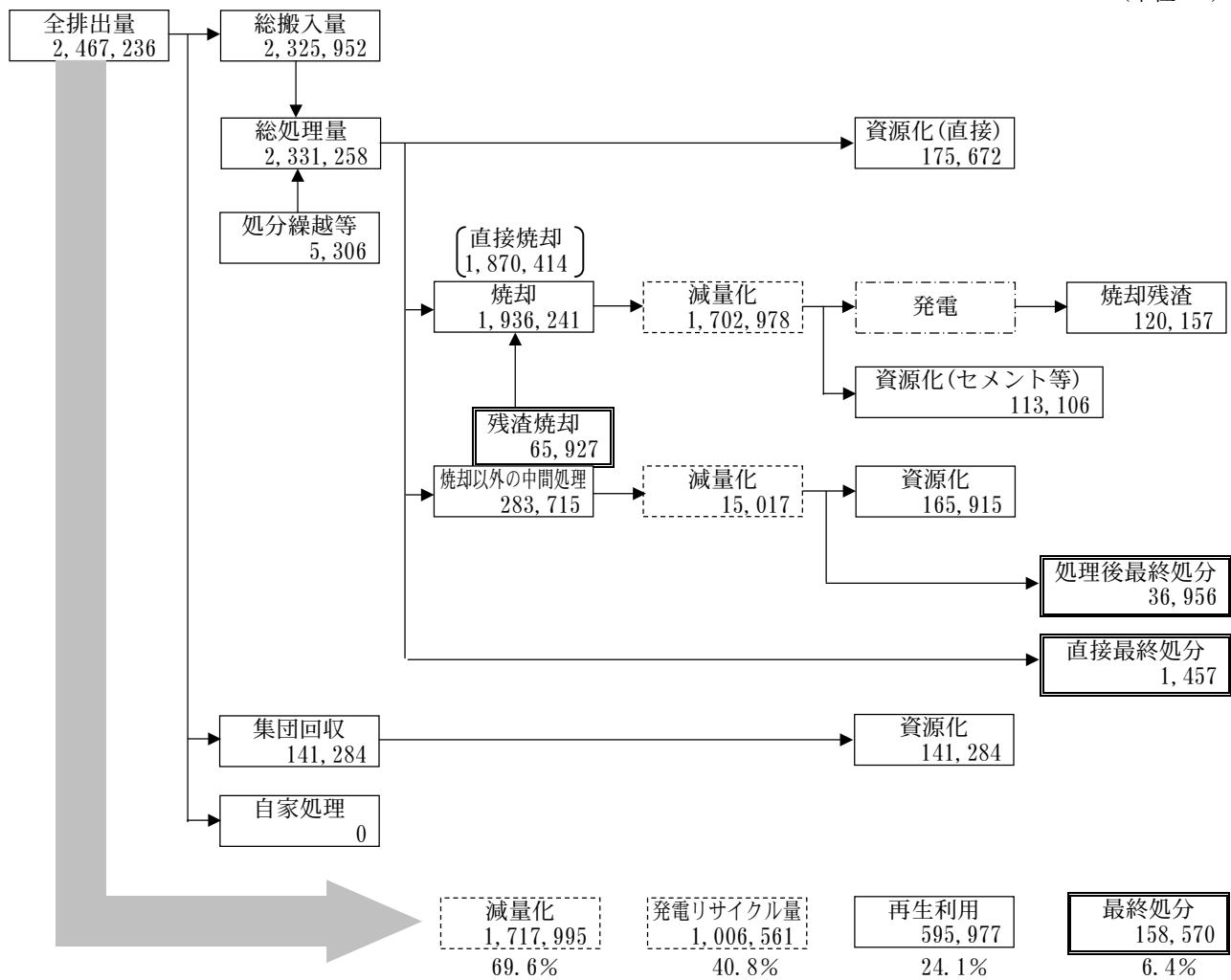
国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

10 PCB特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）（平成13年制定）

PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、その処理に必要な体制の整備を図る。

(2) ごみ処理の状況 (平成21年度)

(単位：t)



(3) ごみ処理状況の推移

(単位：t)

年度	計画収集処理量 ①	直接搬入量 ②	総搬入量 ①+②	自家処理量 ③	資源ごみ 集団回収量 ④	全排出量 ①+②+③+④
18	2,392,442	166,175	2,558,617	2,192	165,129	2,725,938
19	2,315,034	167,836	2,482,870	1,055	164,967	2,648,892
20	2,267,047	138,865	2,405,912	1,364	152,229	2,559,505
21	2,184,800	141,152	2,325,952	0*	141,284	2,467,236

* 21年度より推計値のため、計上しないこととしました。

(4) ごみの総搬入量の種類別内訳

(単位：千t)

年度	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ*	その他**	合計
18	160	1,745	108	22	354	170	2,559
	6.3%	68.2%	4.2%	0.9%	13.8%	6.6%	100%
19	169	1,817	113	36	346	2	2,483
	6.8%	73.2%	4.6%	1.4%	13.9%	0.1%	100%
20	163	1,782	107	35	317	2	2,406
	6.8%	74.1%	4.4%	1.4%	13.2%	0.1%	100%
21	158	1,724	102	34	305	2	2,326***
	6.8%	74.1%	4.4%	1.5%	13.1%	0.1%	100%

* 缶、びん、古紙、布など再生利用を目的として回収したものをいいます。

** 従来「その他」に区分されていたごみ処理場への直接搬入ごみが平成19年度から「混合ごみ」、「可燃ごみ」などに細分化されました。

*** 端数処理の関係で合計が合いません。

(5) 1日当たりのごみ排出量の推移

年度	1日当たりのごみ排出量 (t)	1人1日当たりのごみ排出量 (g)
18	7,016	997
19	6,787	962
20	6,595	931
21	6,372	896

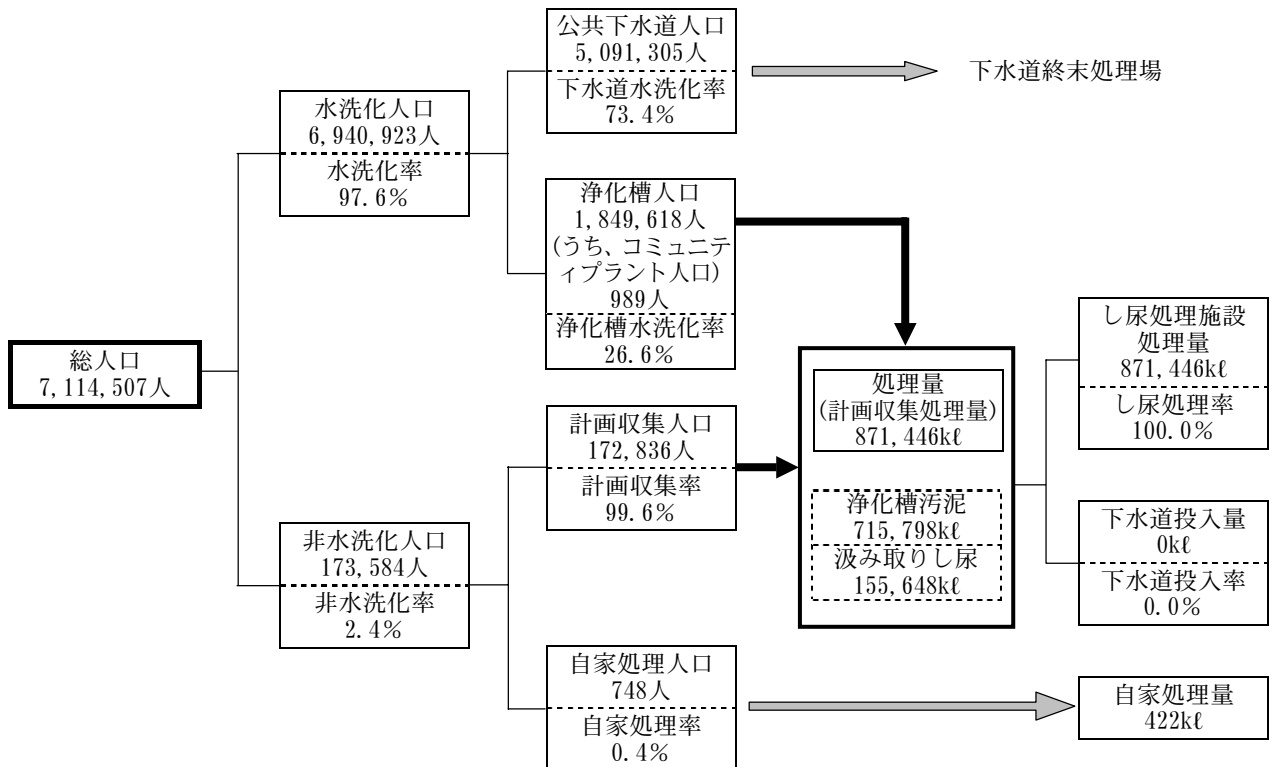
(6) 市町村における容器包装廃棄物の分別収集等の状況（平成21年度）

品目名	収 集			再 商 品 化			実施市町村数
	収集計画量(t) A	分別収集量(t) B	達成率(%) C	再商品化量(t) D	前年度保管残量(t) E	再商品化率(%) D/(B+E)	
無色ガラス	18,091	15,989	88.4	15,982	595	96.4	64
茶色ガラス	14,575	12,927	88.7	12,908	588	95.5	64
その他ガラス	7,343	7,963	108.4	7,961	545	93.6	57
ペットボトル	19,853	19,429	97.9	19,442	1,249	94.0	63
その他プラスチック	49,491	39,253	79.3	39,252	1,360	96.6	42
(うち白色トレ)	(68)	(153)	(224.7)	(153)	(0)	(100.0)	(9)
その他紙	1,747	1,219	69.8	1,227	260	82.9	7
スチール缶	15,099	12,258	81.2	12,268	572	95.6	64
アルミ缶	9,395	9,474	100.8	9,470	796	92.2	64
紙パック	1,352	1,189	87.9	1,191	22	98.4	64
段ボール	50,375	43,880	87.1	43,880	0	100.0	64
合 計	187,321	163,581	87.3	163,580	5,988	96.3	—

注1 本表の数値は、国の調査方法に準じて算出したものです。

注2 実施市町村数は、第5期埼玉県分別収集促進計画に基づき分別収集を実施している市町村の数です。

(7) し尿処理の状況（平成21年度）



(8) 水洗化人口

(単位：人)

年度	総人口	水洗化人口		非水洗化人口	
		公共下水道人口	浄化槽人口	計画収集人口	自家処理人口
18	7,036,271	4,810,463	1,993,112	228,191	4,505
		68.4%	28.3%	3.2%	0.1%
19	7,057,566	4,940,278	1,919,173	196,362	1,753
		70.0%	27.2%	2.8%	0.0%
20	7,084,759	5,039,758	1,857,942	185,523	1,536
		71.1%	26.2%	2.6%	0.0%
21	7,114,507	5,091,305	1,849,618	172,836	748
		71.6%	26.0%	2.4%	0.0%

(9) し尿の総排出量の内訳・処理の状況

(単位：千ℓ)

年度	総排出量	排出内訳			総処理量	処理内訳	
		生し尿	浄化槽汚泥	自家処理		し尿処理施設	下水道投入
18	932	202	727	3	929	903	26
		21.7%	78.0%	0.3%		97.2%	2.8%
19	907	188	718	1	905	880	25
		20.7%	79.2%	0.1%		97.2%	2.8%
20	911	175	735	1	910	910	0
		19.2%	80.7%	0.1%		100.0%	0.0%
21	872	156	716	0	871	871	0
		17.9%	82.1%	0.0%		100.0%	0.0%

(10) 環境整備センターの埋立実績

(単位：t)

年 度	埋 立 量	埋 立 量 の 内 訳	
		一 般 廃 棄 物	産 業 廃 棄 物
18	73,097	59,321	13,776
19	65,653	47,380	18,273
20	56,694	39,145	17,549
21	45,189	35,709	9,480
22	42,679	31,927	10,752
埋立量累計*	1,442,818	1,283,850	158,968

* 平成元年2月供用開始

(11) 登録廃棄物再生事業者数（平成23年3月31日現在）

再生する廃棄物の種類	平成22年度登録事業者数	登録事業者総数
古紙・古繊維・紙くず	3	107
金属くず	2	90
廃プラスチック類	1	24
木くず	2	19
がれき類・コンクリートくず・鋳さい	1	24
ガラスくず・陶磁器くず・空き瓶	0	25
その他	1	10

(12) 産業廃棄物処理業の申請及び許可件数（平成22年度）

業 務 内 容	申 請 件 数	許 可 件 数	総許可件数(年度末)
産業廃棄物収集運搬業	2,226	2,173	10,438
産業廃棄物中間処分量	99	94	343
特別管理産業廃棄物収集運搬業	121	116	792
特別管理産業廃棄物中間処分量	4	5	32
最 終 処 分 業	1	1	1
合 計	2,451	2,389	11,606

(13) 産業廃棄物処理業の許可等の内訳

年 度	申 請 件 数			許 可 件 数			不 許 可 件 数		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	新規	変更	更新
14	909	259	800	928	265	743	11	0	12
15	968	246	1,153	872	223	1,025	15	2	5
16	997	233	1,250	960	233	1,240	7	3	16
17	920	216	1,320	859	198	1,266	8	2	4
18	893	206	1,419	857	184	1,322	6	0	6
19	882	218	1,220	876	232	1,208	3	0	2
20	723	190	1,558	707	179	1,505	3	0	4
21	748	198	1,630	736	189	1,587	4	0	4
22	631	184	1,636	636	181	1,572	3	0	4

※ (13)の表の平成22年度分について「申請件数」「許可件数」の「新規」「変更」「更新」を足すと、(12)の表のそれぞれ「申請件数」「許可件数」の合計になります。

(14) 産業廃棄物中間処理施設数（平成22年度末）

処理方法	産 業 廃 棄 物 の 種 類	施 設 数
破 碎	廃プラスチック類、木くず、がれき類等	398
焼 却	廃酸、紙くず、木くず、繊維くず等	87
切 断	金属くず	64
圧 縮	金属くず	58
圧 縮 梱 包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等	74
溶 融 減 容	廃プラスチック類	48
破碎・減容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等	41
脱 水	汚泥	33
中 和	廃酸、廃アルカリ	29
発 酵	動植物性残さ、家畜ふん尿	19
溶 融	燃え殻、ばいじん等	13
圧 縮 減 容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等	10
乾 燥	汚泥、動植物性残さ	10
蒸 留	廃油	10
そ の 他	汚泥等	74
合 計		968

(15) 産業廃棄物最終処分場数（平成22年度末）

施 設	箇 所 数	残 余 容 量 (m ³)
安 定 型	1	763
管 理 型	0	0
計	1	763

※ 産業廃棄物処分量の許可を有するものに限る。

(16) 不適正処理の内容（平成22年度）

種類	不法投棄	処 理 基 準 違 反										委託基準違反、 命令等違反、 手続違反	合計
		地下水公共用水の汚染	事故発生 の危険	廃棄物の飛散・流出	悪臭の 発散	衛生害虫の 発生	野 外 焼 却	粉 じ ん の 飛 散	騒 音 ・ 振 動	保 管 の 高 さ	そ の 他		
件数	103	5	20	1,752	161	28	314	48	17	1,883	2,392	482	7,205
構成比 (%)	1.4	0.1	0.3	24.3	2.2	0.4	4.4	0.7	0.2	26.1	33.2	6.7	100

(17) 不適正処理された廃棄物の種類（平成22年度）

種類	件数	構成比 (%)	種類	件数	構成比 (%)
燃え殻	72	0.9	銹さい	87	1.1
汚泥	71	0.9	がれき類	2,103	27.1
(うち建設系)	15	0.2	動物の糞尿	1	0.0
廃油	96	1.2	動物の死体	1	0.0
廃酸	5	0.1	ばいじん	0	0.0
廃アルカリ	26	0.3	動物系固形不要物	61	0.8
廃プラスチック類	1,151	14.8	13号廃棄物	0	0.0
紙くず	55	0.7	特管廃油	23	0.3
木くず	1,531	19.7	特管廃酸	0	0.0
繊維くず	35	0.5	特管廃アルカリ	5	0.1
動植物性残さ	172	2.2	感染性産廃	106	1.4
ゴムくず	1	0.0	特定有害物	119	1.5
金属くず	180	2.3	その他	1,635	21.1
ガラス陶磁器くず	218	2.8	合計	7,769	100

(18) 不法投棄発生場所（平成22年度）

発生場所	河川	用排水路	湖沼	河川敷	土砂採取跡地	農地	草地	山林	住宅造成区域	その他	計
件数	4	3	0	9	0	19	2	13	5	48	103
構成比(%)	3.9	2.9	0.0	8.7	0.0	18.5	1.9	12.6	4.9	46.6	100

(1) 温暖化対策関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
地球温暖化物質の精密モニタリングに関する研究 (平成12年度～)	二酸化炭素濃度の速報値に関しては、ほとんどの観測所で公開されていないため、最新の濃度変化の実態を知ることができなかった。そこで、県民を対象に、リアルタイムに近い形で身近な濃度変化を知り地球温暖化に関心を持ってもらうため、二酸化炭素濃度の速報値をWeb上で公開(自動更新)するシステムを開発した。なお、平成22年度については、前日と当日の30秒平均値が示されたグラフを自動作成し、Web上で自動更新する機能を追加した。
自然環境データベースのGISによる構築・運用 ー自然環境変遷の把握とその影響ー (平成22～24年度)	近年、様々な分野で地理情報システム(GIS)データの整備が進みつつあり、当センターも自然環境情報を中心にデータの収集や作成に取り組んできた。このようなGISデータは研究だけではなく、環境情報を分かりやすく可視化し伝える目的にも利用されており、環境への理解を深めるとともに、保全活動を支援する役割も果たしている。そこで、現在、当センターでは構築したGISデータベースを用い同一箇所多時期データを解析し、埼玉県の土地利用や自然環境の変遷を把握している。平成22年度には耕作放棄地の解析を行い、耕作放棄地が1990年以降急激に増加し、特に標高400mから600mの中山間地域の耕作放棄地率は40%を超えていることを明らかにした。
温暖化および大気環境変化が埼玉県の植物に及ぼす影響予測 (平成22～23年度)	地球温暖化や光化学オキシダント濃度上昇等の大気環境変化が、農作物などの植物に及ぼす影響が懸念されている。そこで、農作物などへの影響を定量的に評価することを目的に、シミュレーションモデルなどによる検討を行っている。平成22年度は、地球温暖化により台風強度が将来増大させるとの予測されることから、水稲への影響予測モデル改良の一環として、台風による被害面積を推計する手法を開発した。
熱中症予防対策のための簡易な大気熱環境指標の検討 (平成22～23年度)	夏季の高温による熱中症問題が顕在化してきている。近年、埼玉県では国内観測史上最高気温を記録するなど高温化が進むと伴に、熱中症による救急搬送者や死亡者の数は増加の一途をたどっている。そこで、熱中症を予防するための簡易な熱環境指標の検討を行っている。平成22年度は、室内や野外の気温、湿度、日射量、および一般的な暑熱ストレスの指標として用いられている湿球黒球温度(WBGT)の計測を行い、生活環境における熱環境指標の検討するための基礎データを収集すると共に、それらの関連性を検討した。

(2) 大気環境関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
環境基準の設定を踏まえた大気中微小粒子状物質の特性解明 (平成21～23年度)	大気中を浮遊する粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質(PM _{2.5})は2009年9月に大気環境基準値が告示された。埼玉県では、1週間単位のPM _{2.5} の測定を2000年から継続しているが、平成21年度から、これと並行して、標準測定法に基づくPM _{2.5} 測定を行っている。21年度、22年度とも、秋季から冬季にかけて日平均値の基準値 $35\mu\text{g m}^{-3}$ を超過する日が多く見られた。並行測定の結果から、捕集期間の差に伴う、成分濃度の差が見られた。更に、捕集終了から試料回収までの間に、 SO_4^{2-} 濃度が微増する傾向が見られるなど、PM _{2.5} 測定に際して留意すべき点も明らかとなった。

(3) 自然環境関係

課 題 名 (実施期間)	調 査 研 究 結 果 概 要
希少野生動植物の遺伝的多様性評価に関する研究 —ムサシトミヨのDNAマーカーの開発— (平成20～22年度)	埼玉県は、絶滅の危機に瀕しているムサシトミヨを、「県内希少野生動植物種」のひとつに指定し、重点的に保護する方針を示している。ムサシトミヨの保全策を講じるためには、基礎的情報のひとつとして、生息地における遺伝的多様性の現状把握は不可欠である。このことを踏まえ、平成22年度は、ムサシトミヨ生息地における遺伝子の多様度や近親交配の程度を解析するために、ムサシトミヨのSSR (Simple Sequence Repeat) マーカーについて検討した。その結果、ムサシトミヨとは別のトミヨ属種で開発されたSSRマーカーが、ムサシトミヨでも適用できる可能性が示された。

(4) 資源循環・廃棄物関係

課 題 名 (実施期間)	調 査 研 究 結 果 概 要
PRBシステムを応用した廃棄物最終処分浸出水の場内浄化システムの構築 (平成19～23年度)	安全・安心な廃棄物最終処分場を作るための資材を開発するため、大規模な埋立実験装置を用いて研究を行った。県内の火山灰土壌と鋳物工場から排出される鉄粉廃棄物、溶融スラグを素材としたPRB (浸透性反応壁) を埋立地覆土として敷設した場合の埋立地浸出水に対する浄化機能の持続性を検証するとともに、埋立地内部保有水中の汚濁物質についてその挙動解明を行っている。PRBによる保有水の浄化効果は実験装置設置後約5年間に渡って持続していることが判明した。PRBの素材として他の土壌等について検討を開始した。
廃棄物最終処分場における地球温暖化ガスの発生量に関する研究 (平成20～22年度)	最終処分場及び不適正処理現場から排出される埋立地ガスに関して、測定技術の開発、地球温暖化ガス放出量の実測定、並びに埋立廃棄物の安定化指標の確立が目的である。県内全ての最終処分場を調査できなかったが、メタンガス放出量が県算定値よりも1～2桁小さい可能性を示唆した。また、廃止に向けたガス放出量の測定手順の理想形を示したが、さらに現場に即応した手順書の作成が求められる。
廃棄物処理における省エネと温室効果ガスの発生抑制 (平成21～23年度)	本研究は、エネルギー投入量・コスト・温室効果ガス排出量削減の3つの視点を基に、埼玉県における一般廃棄物処理の方向性を提示することを目的とした。一般廃棄物処理における温室効果ガス排出量のうち、そのほとんどは焼却処理によるものであることがわかった。廃棄物処理における温室効果ガス排出量を削減するためには、廃棄物焼却量の削減、廃棄物発電の一層の導入による温室効果ガス排出回避が重要である。

(5) 化学物質関係

課 題 名 (実施期間)	調 査 研 究 結 果 概 要
県内の河川におけるPFOS、PFOAとその前駆物質の汚染実態の把握 (平成20～22年度)	これまでの研究により、県内河川水のPFOS、PFOA濃度が、全国の調査結果に比べ総じて高いことが判明した。そこで、本研究では、PFOS、PFOA及びそれらの前駆物質による汚染実態の把握と、全県的な汚染原因の解明を目的とした。21年度は20年度に開発した分析方法を用いて、県内の35河川38環境基準点における河川水のPFOS、PFOA及びそれらの前駆物質の濃度を測定した。その結果、県内河川水では前駆物質の濃度がPFOS、PFOA濃度より低いことが判明した。22年度は市販されている撥水剤等に含まれるPFOS、PFOA及びそれらの前駆物質の濃度を測定し、いくつかの製品中に前駆物質の存在を確認した。
カオリン及び関連粘土中のダイオキシン類分布調査と環境負荷量推定 (平成22～23年度)	近年、新たなダイオキシン類の発生源として窯業原料である「カオリン粘土」が注目されている。米国カオリンでは、日本の土壤環境基準を超えるダイオキシン類が検出されており、国内においても早急な汚染状況の把握が望まれている。平成22年度は窯業の盛んな地域から原料である粘土を収集し、ダイオキシン類の濃度分布を調査した。県内窯業に用いられる粘土についても調査を行ったがダイオキシン類濃度は極めて低かった。

(6) 水環境関係

課 題 名 (実施期間)	調 査 研 究 結 果 概 要
<p>埼玉県内に生息する魚介類に対する水環境中の紫外線吸収剤の生態リスク評価及びヒトの暴露量に関する研究 (平成20～22年度)</p>	<p>日焼け止め化粧品やプラスチック等の高分子製品に利用される紫外線吸収剤は、その使用量が近年増加傾向にあり、一部の物質は環境中での難分解性や生物蓄積性が危惧されている。本研究では、紫外線吸収剤の河川水中濃度、汚染源を明らかにし、水生生物への蓄積量から生態リスクを評価した。その結果、他県や外国と同様に県内の河川水、底質、水生生物からも紫外線吸収剤や紫外線安定剤が検出され、生物残留性が確認された。また、これらの物質の大きな発生源の一つとして生活排水が推定された。</p>
<p>水環境診断ツールを活用した河川流域汚濁負荷解析モデルの構築 (平成20～22年度)</p>	<p>本研究は、分散して存在する様々な水環境関連データを集積して構造化・可視化し、県民や環境関連部局への情報提供を積極的に推進するシステム（水環境診断ツール）の構築を目的としている。汚濁負荷解析に必要な発生源及び水質データをGISデータ化した他、柳瀬川最上流域における汚濁負荷発生量を推計した。また、USEPA QUALをベースとした反応モデルの適用を検討した結果、河川水質データの解釈や、負荷発生量の削減効果による水質への影響の推定に用いることが出来ることが示唆された。</p>
<p>ムサシトミヨ生息域における生活雑排水を対象とした簡易・効率的な水処理技術の開発と実証 (平成20～22年度)</p>	<p>県の魚ムサシトミヨが生息する元荒川最上流域への流入汚濁負荷削減を目的に、傾斜土槽法等を活用した簡易・効率的な水処理技術の開発と実証試験を行った。単独／合併浄化槽の設置家庭からの排水が流入する道路側溝水を対象に、浄化資材の種類及び導入方法を検討した。BOD除去性能は、同サイズであればゼオライトと軽石に大差はなかった。ひも状接触材はSSの除去性能に優れていた。NH₄-Nの除去率は、ゼオライトを導入した系で実験開始2日目まで高率を維持したが、飽和による吸着能の低下から、以降、急激に低下した。また、浄化資材を粗めのネットに詰めて土槽容器に充填することで、維持管理作業性が格段に向上した。</p>
<p>活性汚泥モデルの活用による下水処理プロセスからの温室効果ガス発生抑制の検討 (平成21～23年度)</p>	<p>下水処理プロセスから発生する亜酸化窒素(N₂O)に着目して、中規模の農業集落排水処理施設2施設、大規模の下水処理場1施設を対象として窒素除去特性やN₂Oの発生状況を調査した。各処理施設の窒素除去率、N₂O排出係数、N₂O転換率について把握した。施設の窒素負荷と硝化／脱窒活性は連動して変化しており、これらが高い施設ではN₂O発生量も多い結果となった。また、回分試験からN₂Oの前駆物質とされるN₂Oの発生工程を明らかにした。</p>
<p>河川・池沼表面水の水質汚濁特性評価と発泡・ぎらつき現象の原因解明 (平成21～23年度)</p>	<p>親しみやすい水環境の維持・創造が望まれる一方で、河川・池沼の発泡や油膜様のぎらつきが観察されており、人為起源のみならず、自然由来の物質も原因となることが報告されている。本研究では、河川・池沼の発泡やぎらつき現象の実態把握を行って、その原因を解明することを目的とする。今年度は、比企丘陵の河川を対象に発泡原因物質調査を行った。調査の結果、発泡の著しい時期には、糖質やタンパク質濃度が高いこと、分子量10KDa以上の有機物濃度が高いことなどがわかり、それらが発泡原因物質であることが示唆された。特に生分解試験前後の発泡性の比較から、糖質が発泡に大きく寄与していることが分かった。</p>
<p>淡水大型二枚貝の多元的活用に関する基礎研究 —二枚貝の稚貝供給手法の検討— (平成22～24年度)</p>	<p>イシガイ科二枚貝は大きな過能力を有し、タナゴ類の産卵母貝など、様々な重要な役割を担っている。しかし、近年、生息域や個体数が減少し、レッドリストに稀少種として取り上げられている種が増えている。二枚貝の保護や有効活用のためには、安定した稚貝供給手法を確立する必要がある。そのための基礎的情報として、二枚貝の生息阻害環境因子を明らかにする目的で、埼玉県、富山県及び岡山県の二枚貝生息地において、水質モニタリングを行った。その結果、各生息地に特有な水質の特徴が明らかとなった。</p>

(7) 土壌・地下水・地盤関係

課 題 名 (実施期間)	調 査 研 究 結 果 概 要
<p>地質地盤インフォメーションシステムの運用と地域環境特性の解析 —地質地盤汚染評価支援システムの構築— (平成19～22年度)</p>	<p>本研究は、自然地層や土壌に含まれる重金属類の賦存状態を評価する、新しい地盤情報システムの構築を目的としており、これまでに、重金属含有量等のデータベース機能を拡充するための乾式分析条件の最適化、データベースを利用した汚染土壌の自然由来/人為汚染の判別法の検討を実施してきた。今年度は、重金属類の捕捉能や溶出特性に着目した地域特性評価を実施した。その結果、県央部及び県西部において重金属捕捉能の高い地盤が広く分布していることが判明した。</p>
<p>環境被害の軽減を目的とした地域地震動特性の解析と詳細情報の整備 (平成20～22年度)</p>	<p>本研究は、県が保有する地下構造情報や県内の地震観測記録などを解析し、地震による環境被害のリスク評価や軽減対策に必要な地域地盤の地震動特性に関する詳細情報を整備することを目的とする。今年度は、県内で浅層地盤を対象とした微動探査を実施し、地震被害想定調査で使われた地盤モデルの精度について検討を試みた。その結果、地下構造情報の多い県南部では良好にモデル化が行われていたが、情報の乏しい北部については必ずしも十分な精度が得られていないケースがあることが明らかになった。</p>
<p>低温地熱資源整備を目的とした地中熱利用地域特性解析 (平成21～23年度)</p>	<p>地下温度、地質情報、地下構造、水理学情報等の基礎情報を取得し、数値シミュレーションにより利用可能量を推定することで、埼玉県における地中熱エネルギーの利用を推進することを目的とする。今年度は、地盤沈下観測井18か所で冬季に地中温度及び地下水位の計測を行い、昨年度実施した夏季の結果と比較した。その結果、温度分布が帯水層付近で明らかに異なる地点も見られた。また、地表面に近い温度分布を精密に観測するため、当センター内に観測井を設置し観測した結果、約8mより浅いところで季節的な変動が認められた。</p>
<p>沖積堆積物からの重金属類溶出特性の解析と海成堆積物の簡易判定法の開発 (平成21～23年度)</p>	<p>硫化鉱物を含む海成堆積物は、空気中に放置されることで酸性土壌へと変化し、様々な塩類とともに有害重金属類が溶出することが知られている。そこで、海成堆積物からの重金属類溶出特性について検討し、硫黄含有量測定に替わる海成堆積物の簡易な判別法を開発して、自然土壌による汚染リスクを評価・管理することを目的とする。今年度は、海成堆積物の簡易判別法について検討した。その結果、海成堆積物と陸生堆積物は、土壌pH、土壌EC、土壌中硫黄含有量により判別できることが分かった。特に土壌ECを測定する方法は、現場で適用可能であり、貝殻の混入による影響も受けないなど、簡便性及び迅速性に優れていた。</p>

(1) 環境マネジメントシステムによる環境配慮の推進

環境マネジメントシステムは、P D C Aというサイクルにより、各機関が環境配慮について自由に取り組むシステムであり、全ての事業に環境配慮の視点を加えようとするものです。

(2) 平成22年度の取組状況

① 取組状況の内訳

区 分	20年度	21年度	22年度	事 例
エコオフィス活動に関するもの	1,446	1,845	2,160	紙・電気使用量の削減、廃棄物の削減、エコドライブ、リサイクルの推進
緑化活動に関するもの	60	90	225	緑のカーテン、花植え、植栽
本来事業に関するもの	119	421	609	右折帯の整備など本来業務について取り組むもの
計	1,625	2,356	2,994	

② 本来事業に関する取組状況

本来事業に関する取組は609件で、主な取組状況は以下のとおり。

- ・県有施設への太陽光発電設備の設置（さいたまスーパーアリーナ等）
- ・次世代自動車の研究支援（ハイブリッド車の分解部品の展示会等）
- ・民間企業と協力した自転車シェアリング
- ・携帯電話、パソコンからの資料検索、予約受付を推進（県立図書館）
- ・栄養指導時の食物残さ削減の呼びかけ
- ・アライグマ防除体制の充実（捕獲従事者養成講習会の開催）

【埼玉県における自らについての環境配慮の取組】

平成9年9月 「埼玉県環境配慮方針」策定

県が実施する公共事業や事務事業において環境配慮を徹底する手順を定めた。

平成11年2月 環境管理システム国際規格「ISO14001」を取得

本庁の機関について認証を取得。期間は平成19年2月まで。

平成13年3月 「埼玉県地球温暖化対策実行計画」策定

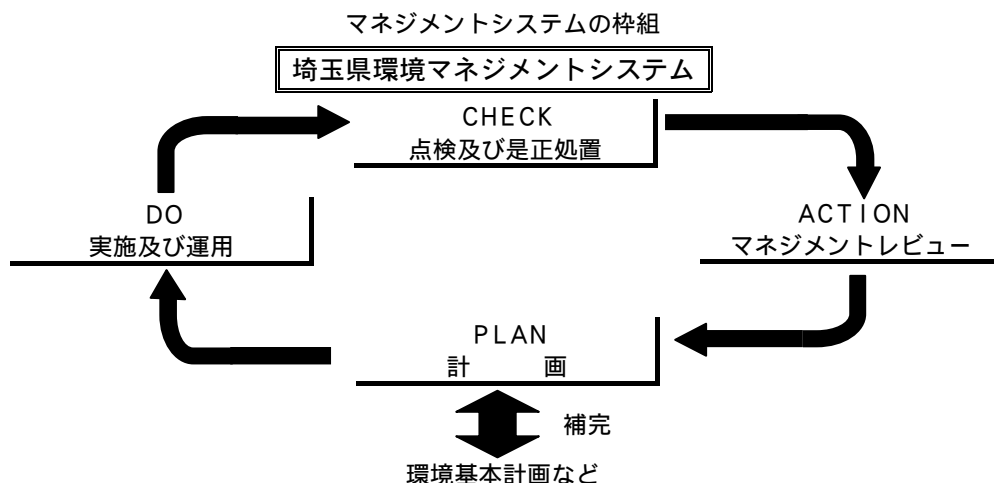
「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「環境配慮方針」の事務事業部門を盛り込み、「埼玉県温室効果ガス削減計画」として策定。

平成14年3月 「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」

「環境配慮方針」の公共事業部門についても対象事業の拡大や評価方法の見直しを行い、新たに「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」を策定。

平成19年5月 「埼玉県環境マネジメントシステム」開始

県独自のマネジメントシステムを開始。全庁を対象。



埼玉県環境方針

基本理念

地球環境は人類生存の基盤です。私達は、これを次世代に引き継いでいきます。
埼玉県は秩父の山々や武蔵野の雑木林、荒川など、緑と川の豊かな自然に恵まれています。

私達は、この潤いと安らぎのある自然を守り、持続可能な循環型社会を築いていきます。

埼玉県は、「地球的規模で考え地域から行動する」を実践し、地球環境の保全に貢献します。

そして、恵み豊かで安心・安全な地域社会の実現を目指します。

このため、全庁の職員が一致協力し、日本一の環境にやさしい県づくりを推進します。

環境方針

- 1 埼玉県は、県行政のすべての分野で環境の保全と創造のための目標を定め、目標達成のための取組の後、それを点検・評価し、取組の継続的な改善を進めます。
- 2 埼玉県は、事務・事業が環境に与える影響を認識し、自らの役割と責任を自覚して業務を遂行します。
- 3 埼玉県は、県民・事業者と協働して省エネルギー・省資源活動を行い、循環型社会を築きます。
- 4 埼玉県は、環境に関する法令等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 5 埼玉県は、環境の保全と創造のための取組を積極的に公表します。

2007年5月22日

埼玉県知事 上田 清司

(3) 環境配慮方針に基づく公共事業の実施結果について

1 公共事業の推進における環境配慮

① 対象

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 市街地の整備 | 7 住宅団地の建設 |
| 2 道路の整備 | 8 農業農村の整備 |
| 3 河川・ダム of 整備 | 9 治山、森林管理道整備 |
| 4 公園、緑地の整備 | 10 工業団地、工場用地の造成 |
| 5 下水道の整備 | 11 水道施設の整備 |
| 6 廃棄物処理施設の整備 | 12 建築物の建設、工作物の設置 |

② 平成22年度における状況

「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～進捗状況評価実施要領」により、平成22年度に県が実施した公共事業について、環境配慮方針に基づく環境配慮の度合の評価を各部署で行いました。

③ 個別評価事業

書面により個別評価を行った事業数は75件でした。各事業において環境配慮方針に基づき環境配慮が必要であるとされた項目の評価を行いました。総合評価（評価基準については別記のとおり）「5」の事業は47件（62.7%）、総合評価「4」の事業は26件（34.7%）、総合評価「3」の事業は2件（2.6%）でした。

なお、総合評価「2」以下の事業はありませんでした。

評価結果の概要は表10-3-1「平成22年度公共事業自己評価事業種別一覧」、また、事業ごとの詳細は、表10-3-2「平成22年度公共事業自己評価事業一覧」のとおりです。

別記

【評価基準】

総合評価5：当該事業に適用できた項目の割合（以下「実施率」という）が90%以上で、かつ、技術・社会動向から見て最大限の措置を講じている。

総合評価4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定のレベルの措置を講じている。

総合評価3：実施率が70%以上である。

総合評価2：実施率が50%以上70%未満である。

総合評価1：実施率が50%未満である。

表10-3-1 平成22年度公共事業自己評価事業種別一覧

事業種名	事業数	環境配慮 必要 チェック数	環境配慮 実施 チェック数	環境配慮 実施率	個別事業評価				
					5	4	3	2	1
1 市街地の整備	1	25	24	96.0%	1				
2 道路の整備	4	42	39	92.9%	3		1		
3 河川・ダム of 整備	0	0	0	—					
4 公園、緑地の整備	5	113	107	94.7%	4	1			
5 下水道の整備	24	376	344	91.5%	12	12			
6 廃棄物処理施設の整備	1	11	11	100.0%	1				
7 住宅団地の建設	2	28	24	85.7%		2			
8 農業農村の整備	6	93	77	82.8%		5	1		
9 治山、森林管理道整備	24	196	190	96.9%	21	3			
10 工業団地、工場用地の造成	2	88	80	90.9%	1	1			
11 水道施設の整備	2	16	13	81.3%		2			
12 建築物の建設、工作物の設置	4	106	105	99.1%	4				
全事業合計	75	1,094	1,014	92.7%	47	26	2	0	0

評価 「5」 割合	評価 「4」 割合	評価 「3」 割合	評価 「2」 割合	評価 「1」 割合
62.7%	34.7%	2.6%	0.0%	0.0%

2 環境配慮の取組

表10-3-2 平成22年度公共事業自己評価事業一覧

① 市街地の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要件数	実施件数	実施率	評価
1	八潮南部西一体型特定土地区画整理事業	都市整備部	設計・実施段階	25	24	96.0%	5

市街地の整備に当たっては、「建設副産物の再利用・再資源化の推進」、「公園の緑化や街路樹の整備など自然環境の創出」に向けた取組を行っています。

具体的には、工事に伴い発生するコンクリート殻等についてリサイクルに努めるとともに、発生残土については可能な限り区内利用に努めています。

また、公園及び幹線道路については緑化に努めるとともに、樹木や植物の選定にあたっては郷土種の採用に配慮しています。

② 道路の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要件数	実施件数	実施率	評価
1	一般国道122号騎西菖蒲バイパス	県土整備部	施工段階	11	8	72.7%	3
2	一般県道加須幸手線	県土整備部	施工段階	11	11	100.0%	5
3	都市計画道路杉戸久喜線	県土整備部	施工段階	10	10	100.0%	5
4	主要地方道伊勢崎深谷線（上武大橋）	県土整備部	施工段階	10	10	100.0%	5

道路の整備に当たっては、「人と自然にやさしい道づくり」を基本理念とし、「体系的な道路網の整備」「安心・安全な道路空間の形成」など4つの具体的方針に基づき事業を進めています。この整備方針のもと、体系的な道路網の整備によって交通の円滑化を図ることにより、自動車排出ガスによる大気汚染や自動車騒音の低減など沿道環境の改善を図るとともに、良好な生活環境づくりを目指しています。

具体的には、平成8年度に自然との共生と循環型社会の実現を目指して作成した「埼玉県エコシビルエンジニアリングガイドブック」の技術シートにより、計画段階から施工段階に至るまでの総合的な取組を実施しています。

当該箇所においては、低騒音舗装を推進し環境対策型建設機械を採用するなど、沿道の生活環境の改善や工事中の騒音、振動、土ぼこりなど周辺環境への影響に対しても配慮しています。また、剪定街路樹のチップ化による再利用、アスファルト、コンクリート廃材の再利用など建設資材の再資源化にも取り組んでいます。

③ 河川・ダム の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

④ 公園、緑地の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要件数	実施件数	実施率	評価
1	自然学習センター・北本自然観察公園管理運営	環境部	管理段階	19	19	100.0%	5
2	狭山丘陵いきものふれあいの里管理運営	環境部	管理段階	19	19	100.0%	5
3	さいたま緑の森博物館管理運営	環境部	管理段階	22	22	100.0%	5
4	自然公園等管理事業	環境部	管理段階	20	19	95.0%	5
5	権現堂公園の施工	都市整備部	設計・施工段階	33	28	84.8%	4

公園、緑地の整備に当たっては、既存の地形・地域環境の特性等を生かした計画により、周辺の自然環境と一体化した公園づくりを行っています。公園や園内施設の整備・改修にあたっては、建設発生土の区域内利用や地域特性に配慮した植生の選定、低排出ガス対策重機の使用など環境に配慮しています。

維持管理においては、公園内で発生する落ち葉等をコンポスト化するなど公園の外へ持ち出さない「循環型管理」に取り組むとともに、適切な時期に剪定を行い樹木の活性化を図るなど、多様な緑の創造の推進に取り組んでいます。また、樹林地・湿地・水辺環境などの適切な保全に努め、必要に応じてボランティア団体や地元住民と協働で維持管理を行っています。

平成23年4月現在、公園スタジアム課所管の供用済み27公園は、大宮公園の一部を除き指定管理者により管理運営されていますが、指定管理者においても、県営公園において行うべき管理運営水準を満たすよう環境配慮の推進に取り組んでいます。また、自然学習施設の管理運営についても指定管理者制度を導入し、指定管理者の持つ専門的なノウハウを活用しながら、自然保護思想の普及啓発に努めています。

⑤ 下水道の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要件数	実施件数	実施率	評価
1	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	計画段階	12	11	91.7%	5
2	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	19	18	94.7%	5
3	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	管理段階	22	20	90.9%	5
4	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	計画段階	12	12	100.0%	5
5	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	16	15	93.8%	4
6	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	管理段階	22	19	86.4%	4
7	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	11	11	100.0%	5
8	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	17	16	94.1%	4
9	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	18	17	94.4%	5
10	中川流域下水道事業	下水道局	計画段階	12	12	100.0%	5
11	中川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	21	20	95.2%	5
12	中川流域下水道事業	下水道局	管理段階	22	21	95.5%	5
13	古利根川流域下水道事業	下水道局	計画段階	12	12	100.0%	5
14	古利根川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	17	14	82.4%	4
15	古利根川流域下水道事業	下水道局	管理段階	22	18	81.8%	4
16	荒川上流流域下水道事業	下水道局	計画段階	8	8	100.0%	5
17	荒川上流流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	14	12	85.7%	4
18	荒川上流流域下水道事業	下水道局	管理段階	17	15	88.2%	4
19	市野川流域下水道事業	下水道局	計画段階	9	8	88.9%	4
20	市野川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	17	15	88.2%	4
21	市野川流域下水道事業	下水道局	管理段階	18	16	88.9%	4
22	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	8	8	100.0%	5
23	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	12	10	83.3%	4
24	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	18	16	88.9%	4

流域下水道事業は、関連市町からの流入下水量の増加に対応するため、終末処理場、ポンプ場において施設の増設を行っています。また、施設の老朽化に伴う改築・更新も並行して行っています。

計画段階では、流域別下水道整備総合計画に基づき、東京湾の水質環境基準を達成するための事業計画を策定しました。設計・施工段階では、環境に十分配慮した設計を心がけ、特に建設副産物の削減、リサイクルの推進に配慮しています。管理段階では、発生汚泥のセメント化、処理水の再利用等によりリサイクルの推進を図り、また、荒川・下水道フェスタの開催や下水道局のホームページによる情報提供の実施など、県民に対する下水道の普及啓発を行っています。

⑥ 廃棄物処理施設の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要件数	実施件数	実施率	評価
1	3号埋立地埋立	環境部	管理段階	11	11	100.0%	5

廃棄物処理施設の整備に当たっては、新技術を導入した公害のない衛生的な最終処分場として建設・管理を行い、地域環境の保全を図っています。

具体的には、廃棄物の飛散や流出、害虫・悪臭などの発生をなくすため、毎日の受入れ終了後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立を行っています。また、廃棄物に触れた水については、水質汚濁防止法の基準よりさらに厳しい基準を設定し処理しています。さらに、資源の有効活用のため、覆土に使用する土砂については、埋立地の造成工事で発生したものをストックし使用しています。

⑦ 住宅団地の建設

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要件数	実施件数	実施率	評価
1	20県住大宮植竹団地	都市整備部	施工段階	14	12	85.7%	4
2	20県住大宮長山団地	都市整備部	施工段階	14	12	85.7%	4

県営住宅の建設に当たっては、周辺地域の景観や自然環境に配慮し、建物の配置や構造を工夫すると共に、オープンスペースの緑化や樹木の有効活用を行っています。また、建物の耐久性に配慮するほか、自然エネルギーの活用やエネルギーの効率的利用を図るなど、設計段階においても環境配慮に努めています。さらに、施工段階においても、造成工事を最小限に抑えるなど周辺環境への負荷を少なくするよう努めています。

具体的には、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出削減策の一つとして、平成9年度から着工した団地に「太陽光発電システム」を導入し、自然エネルギーの活用に積極的に努めています。

省エネルギー等については、トイレの便器や水道の蛇口に節水型器具を採用し、節水対策を実施しています。平成11年度から着工した団地の全てに、従来型のエレベーターに比べ電動機の容量が小さく、ランニングコストが低減でき、同時にイニシャルコストの低減もできる「マシフルームレスエレベーター」を採用し電力削減を図っています。

⑧ 農業農村の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要工数	実施工数	実施率	評価
1	水辺再生事業（新田川地区）	農 林 部	設計・施工段階	18	14	77.8%	3
2	水辺再生事業（成田用水地区）	農 林 部	設計・施工段階	17	14	82.4%	4
3	湛水防除事業（大排水地区）	農 林 部	設計・施工段階	17	15	88.2%	4
4	湛水防除事業（稲荷木落地区）	農 林 部	設計・施工段階	13	11	84.6%	4
5	ほ場整備事業（大串地区）	農 林 部	設計・施工段階	17	14	82.4%	4
6	ほ場整備事業（荒木地区）	農 林 部	調査・計画段階	11	9	81.8%	4

農業農村整備事業の実施に当たっては、美しい水辺空間や多様な生物が生息する環境を保全するための取組を進めています。

具体的には、水路やため池の護岸整備において、植物の繁茂を妨げないエコブロックを利用したほか、河床部に玉石を使用して、魚類等の生態系に配慮しています。また、水産研究所と連携し魚類の調査を行っています。あわせて、水路法面へのカバープランツの植栽により景観に配慮しています。

また、工事の施工に当たっては施工区間に隣接した住宅街に配慮し、低騒音・低振動型の建設機械により施工を行っています。

⑨ 治山、森林管理道整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要工数	実施工数	実施率	評価
1	予防治山事業（八ヶ原）	農 林 部	計 画 段 階	4	4	100.0%	5
2	予防治山事業（八ヶ原）	農 林 部	設 計 段 階	9	9	100.0%	5
3	予防治山事業（焼岩）	農 林 部	計 画 段 階	4	4	100.0%	5
4	予防治山事業（焼岩）	農 林 部	設 計 段 階	11	11	100.0%	5
5	予防治山事業（焼岩）	農 林 部	施 工 段 階	12	12	100.0%	5
6	予防治山事業（城峰）	農 林 部	計 画 段 階	4	4	100.0%	5
7	予防治山事業（城峰）	農 林 部	設 計 段 階	9	9	100.0%	5
8	地すべり防止事業（朝日根）	農 林 部	施 工 段 階	9	8	88.9%	4
9	奥地保安林保全緊急対策事業（浦山）	農 林 部	施 工 段 階	9	9	100.0%	5
10	山地災害総合減災対策治山事業（和銅沢）	農 林 部	施 工 段 階	9	9	100.0%	5
11	山地災害総合減災対策治山事業（長森沢）	農 林 部	計 画 段 階	3	3	100.0%	5
12	山地災害総合減災対策治山事業（長森沢）	農 林 部	設 計 段 階	8	8	100.0%	5
13	水源の里保全緊急対策事業（大山沢）	農 林 部	施 工 段 階	11	11	100.0%	5
14	山村生活安全対策事業（下川沢）	農 林 部	計 画 段 階	4	4	100.0%	5
15	山村生活安全対策事業（下川沢）	農 林 部	設 計 段 階	8	8	100.0%	5
16	山村生活安全対策事業（下川沢）	農 林 部	施 工 段 階	9	9	100.0%	5
17	山村生活安全対策事業（細倉沢）	農 林 部	計 画 段 階	4	4	100.0%	5
18	山村生活安全対策事業（細倉沢）	農 林 部	設 計 段 階	8	8	100.0%	5

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要工数	実施工数	実施率	評価
19	山村生活安全対策事業（細倉沢）	農林部	施工段階	9	9	100.0%	5
20	森林管理道開設事業（秩父中央線）	農林部	施工段階	12	11	91.7%	5
21	森林管理道開設事業（勝呂入山線）	農林部	施工段階	10	9	90.0%	5
22	森林管理道改良事業（二本木線）	農林部	施工段階	10	10	100.0%	5
23	森林管理道改良事業（西秩父線）	農林部	施工段階	12	10	83.3%	4
24	森林管理道舗装事業（西秩父線）	農林部	施工段階	8	7	87.5%	4

治山事業の実施に当たっては、現地発生材を利用するなど環境への負荷の少ない工種・工法を積極的に取り入れ、さらに環境対策型建設機械を使用するなど、環境への配慮を行っています。

具体的には、間伐材の有効活用や自然石など自然素材の採用に努め、環境負荷の軽減と周辺の景観との調和に配慮しています。また、立木の伐採や地形の改変を最小限とする工法の採用や建設発生土の現場内利用など環境への負荷軽減を図っています。

森林管理道の整備に当たっては、切土や盛土斜面の法面保護において、周辺環境と調和するような工種・工法を取り入れ、また、環境対策型建設機械の使用や現地発生材の活用を心がけるなど環境への配慮を行っています。

具体的には、壁面緑化が可能な補強土壁を採用し、景観との調和に配慮したほか、建設発生土を現場内で再利用するなど環境への負荷軽減を図っています。また、道路幅員の縮減により、森林の切取・盛土を最小限に抑え、森林の改変を極力抑えています。

⑩ 工業団地、工場用地の造成

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要工数	実施工数	実施率	評価
1	幸手中央地区産業団地整備事業	企業局	調査・計画段階	44	41	93.2%	5
2	騎西城南産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	44	39	88.6%	4

工業団地の造成に当たっては、農地等を工業用地へ大規模に変更することから、環境調査や環境アセスメントを実施して環境への配慮を行っています。

造成に向けての調査・計画段階においては、緑化率（公園・緑地）が全体面積の15～20%以上となるようにして、自然環境との共生、地域の特性を生かした工業団地となるよう配慮し、設計・実施段階においては、環境調査委に示された保全措置の実施に努めています。

具体的には、大気汚染に係るほこりの飛散防止対策として、団地内の随時散水や工事車両のタイヤ泥落とし装置の設置、アイドリング・ストップの徹底を行っています。また、騒音・振動対策として工事車両の低速走行の徹底、低騒音型建設機械の使用、建設機械の同一箇所での集中稼働の自粛などを行っています。さらに、水質汚濁対策として、仮設沈降柵を設置し河川への濁水流出の抑制に努めています。

⑪ 水道施設の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要工数	実施工数	実施率	評価
1	西部系監視制御システム更新工事	企業局	施工段階	6	5	83.3%	4
2	西部系特高受変電設備等更新工事	企業局	施工段階	10	8	80.0%	4

水道用水供給事業に当たっては、「環境への負荷の少ない地域社会の実現」、「恵み豊かで潤いのある環境の確保」及び「地球環境保全の推進」の3つを基本方針とし、環境面に配慮した事業運営を行っています。

浄水場の整備については、施工に当たり再生品の使用や環境対策型建設機械の選定のほか、建設地周辺環境に配慮しています。また、高効率な変圧器及び無停電電源設備等の設置や、仮設照明に電球型蛍光灯を用いるなど省エネルギーに努めています。

⑫ 建築物の建設、工作物の設置

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要工数	実施工数	実施率	評価
1	西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	産業労働部	施工段階	10	10	100.0%	5
2	危機管理防災センター（仮称）の整備	都市整備部	施工段階	22	21	95.5%	5
3	東入間警察署庁舎建設	警察本部	設計段階	50	50	100.0%	5
4	西入間警察署庁舎建設	警察本部	施工段階	24	24	100.0%	5

建築物の建設や工作物の設置に当たっては、環境配慮方針の趣旨に基づき、各段階において配慮事項をもとに検討を加え、新エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用による建物の環境負荷の低減や自然環境の保全に努めています。具体的には、太陽光発電設備の導入のほか、屋上や駐車場の緑化の採用、断熱材の見直し、ペアガラスの設置など環境への負荷軽減を図っています。

3 今後の課題

今後とも公共事業における環境への配慮は重要な課題です。

事業の実施に当たっては、さまざまな工法を検討し、生態系や自然環境の保全、地球温暖化対策を推進していく必要があります。また、厳しい財政状況の中で公共事業のコスト削減も求められていることから、将来の管理や撤去の段階までを含めたライフサイクルの視点を持ち、環境配慮と低コスト化をともに実現できるような工法等の導入を検討していく必要があります。

さらに、県民からの意見や事業担当部署の自己評価により洗い出された改善点を、新たな計画や運用面にフィードバックして環境配慮の継続的な向上を図っていく必要があります。

(4) エコオフィス活動の実施結果について

1 平成22年度「エコオフィス活動」推進状況

平成22年度は、耐震改修工事が行われ、執務室の窓が開放できなかったことなどにより、例年に比べ冷房期間が長くなり「エネルギー供給設備の燃料使用量」が増加しました。また、耐震改修工事により執務室が暗くなり、照明の点灯時間が延びたことなどにより「事務所の単位面積当たりの電気使用量」も増加しました。

また、分別の徹底などにより、廃棄物の量は減少し、ごみのリサイクル率も上昇しました。

表10-4-1 エコオフィス活動に関する実績値の推移

項目	平成22年度及び過去3年間の推移	
1 コピー用紙の使用量 (A4換算) (全庁)	平成22年度 : 3億2,682万枚 平成21年度 : 3億2,402万枚 平成20年度 : 3億4,256万枚	対前年度比 +0.9% -5.4% +10.3%
2 公用車に占める 次世代自動車の割合※ (知事部局及び教育局)	平成22年度 : 14.8% (209台/1,412台中) 平成21年度 : 11.8% (175台/1,477台中) 平成20年度 : 54.1% (2,147台/3,968台中) ※【全庁(企業局、県警本部等も含む)における指定低公害車の割合】	
3 事務所の単位面積当たりの 電気使用量 (本庁)	平成22年度 : 143.5kWh/m ² 平成21年度 : 136.5kWh/m ² 平成20年度 : 141.3kWh/m ²	対前年度比 +5.1% -3.4% +5.8%
4 エネルギー供給設備の 燃料使用量(原油換算) (本庁)	平成22年度 : 701kℓ 平成21年度 : 681kℓ 平成20年度 : 649kℓ	対前年度比 +2.9% +4.9% -5.5%
5 廃棄物の量 (本庁)	平成22年度 : 197トン 平成21年度 : 232トン 平成20年度 : 520トン	対前年度比 -15.1% -55.4% -3.7%
6 ごみのリサイクル率 (本庁)	平成22年度 : 74.9% 平成21年度 : 72.1% 平成20年度 : 51.7%	対前年度比 +2.8ポイント +20.4ポイント +2.9ポイント

※ 2については、従来「公用車に占める指定低公害車の割合」としていたが、平成21年度に公用車導入に係る指針を改定し、より環境性能に優れた次世代自動車の導入を推進することとしたため、「公用車に占める次世代自動車の割合」に改めた。

2 今後の改善方向

毎年の状況改善に向けて、以下の取り組みを推進、検討する必要があります。

燃料使用量については、気候による影響を受けますが、空調により執務環境を良好に保つために冷却期間を延長した影響で使用量が増加しました。

また、機密文書の溶解処理や分別の徹底により、リサイクル率は上昇傾向にあり、廃棄物の量は減少傾向にあります。

今後も引き続き、ESCO事業等によるハード面での省エネ対応や、事務作業において電気を使用する際に、こまめな節電を実施するなどの省エネ活動を進めていくことが必要です。

その他、省エネ以外のエコオフィス活動(リサイクル、グリーン調達等)についても、環境配慮の取り組みを進めてまいります。